

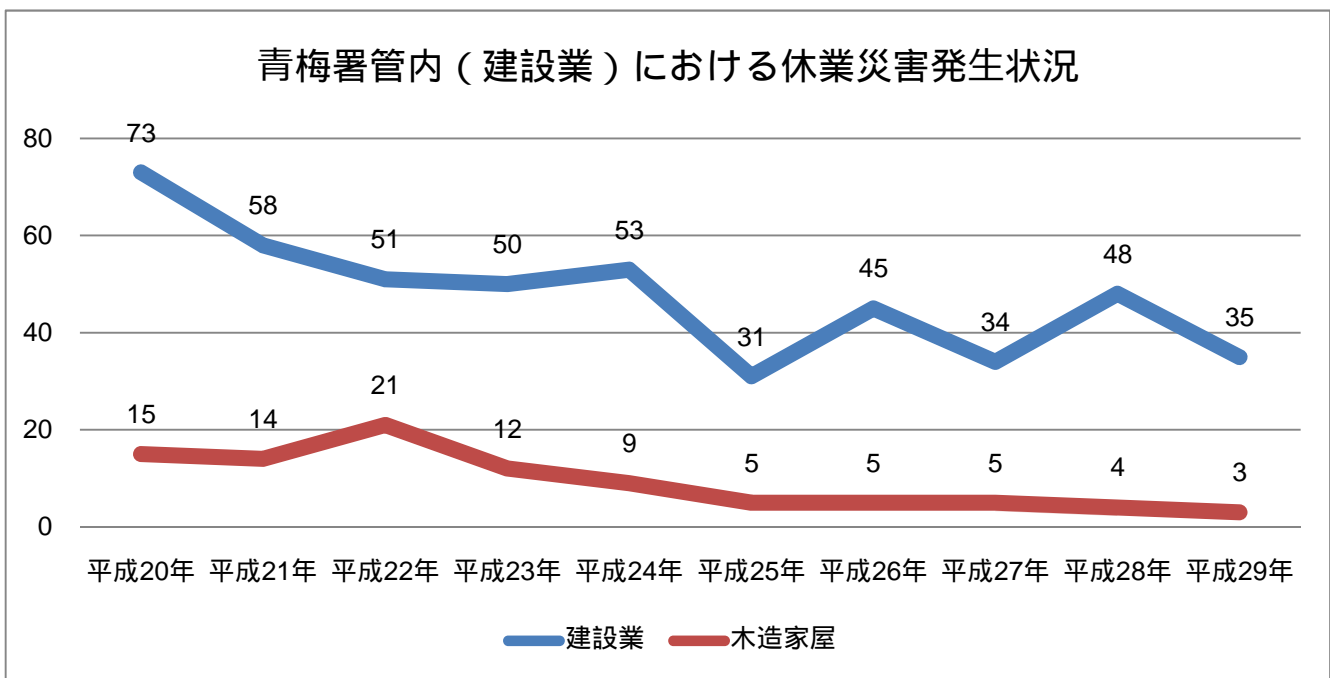
木造建築現場の労災事故防止のため 安全パトロールを実施しています！

木造建築工事現場では、数多くの労災事故が発生しています。

平成28年には、東京都内の木造建築工事現場において休業4日以上災害が94件発生し、1名の尊い生命が失われています。

西多摩木建安全対策協議会では、安全で安心して働くことができる現場づくりを目標に安全パトロールを実施し、西多摩地域の災害ゼロを目標に活動しています。

建設現場の労働災害の撲滅を目的とする取り組みに、ご理解、ご協力をお願いいたします。



西多摩木建安全対策協議会

東京土木建築一般労働組合 西多摩支部
 西多摩郡北部建設組合
 西多摩郡南部建設組合
 青梅労働基準監督署



青梅労働基準署 HP



～トップが打ち出す方針

みんなで共有 生み出す安全・安心～



東京労働局 HP

第13次労働災害防止計画推進中

各位

西多摩木建安全対策協議会安全パトロールについて（協力要請）

平素より、建設業における労働災害防止対策の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、青梅労働基準監督署管内の木造建築工事における労働災害発生状況については、皆様のご努力により、年々減少傾向を示しておりますが、一方では重篤な墜落・転落災害が発生しているなど、自主的な安全衛生管理活動の一層の推進が求められております。

このような状況を踏まえ、青梅労働基準監督署管内においては、西多摩木建安全対策協議会と連携を図ることにより、合同で安全パトロールを実施するなど、各作業所の安全意識の高揚を図るとともに、労働災害の撲滅に向けた取り組みを推進しているところです。

つきましては、貴作業所におかれましても、西多摩木建安全対策協議会が実施する安全パトロールの趣旨をご理解いただいたうえ、同パトロールの実施にご協力いただきますようお願いいたします。



青梅労働基準監督署

署長 田中宏治

目次

○ 木造建築現場の安全パトロールを実施しています・・・	1	○ 「新規入場者教育」を実施しましょう・・・	23
○ 足場の組立解体中に墜落する危険を減らすための措置を積極的に採用して下さい 「手すり先行工法」の採用・・・	3	○ 適切な安全衛生経費の確保・・・	24
○ 足場を設置する際は「より安全な措置」等に取り組みましょう・・・	4	○ STOP！転倒災害プロジェクト・・・	28
○ 安全帯が「墜落制止用器具」にかわります！・・・	8	○ 建設業における交通労働災害防止・・・	30
○ 足場の設置が困難な屋根上作業での墜落防止対策のポイント	14	○ 外国人労働者にかかる安全衛生教育の実施について・・・	33
○ はしごや脚立からの墜落転落災害をなくしましょう！・・・	18	○ STOP！熱中症クールワークキャンペーン・・・	34
○ 建設業における職長等、安全衛生責任者の教育制度・・・	22	○ 移動式クレーン構造規格が改正されました・・・	36
		○ 建設事業を営む事業主の皆様へ・・・	38
		○ 建設工事に従事する一人親方の皆様へ・・・	38
		○ 第13次労働災害防止計画推進中・・・	44

足場の組立・解体中に墜落する危険を減らすための措置を積極的に採用してください

「労働安全衛生規則」で必要とされる墜落防止のための措置とは？

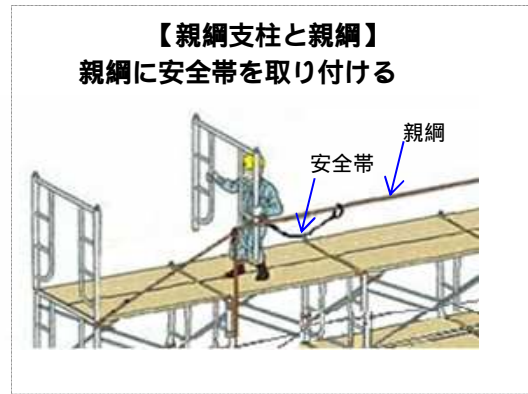
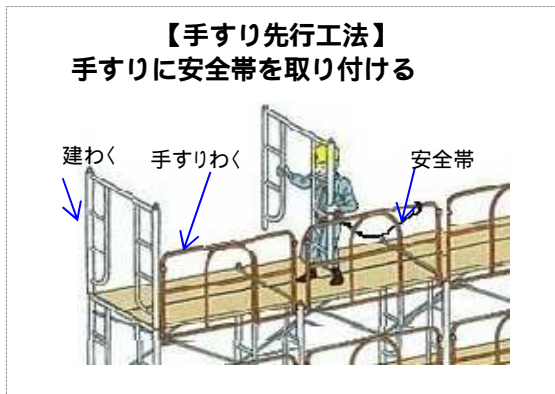
平成27年7月に施行された労働安全衛生規則第564条第1項第4号により、足場を組立て、解体、変更する際、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次の2つの措置が必要です。

幅40cm以上の作業床¹を設置すること、安全帯取付設備²を設置し、労働者に安全帯を使用させるか、これと同等以上の措置を講じること。

ここで、安全帯取付設備には、手すり、手すりわくと親網が含まれます。また、建わく、建地、手すりなども利用することができる場合があります。

- 1 狭小な場所など当該作業床を設けることが困難な場合を除きます。
- 2 安全帯を着用した労働者が墜落しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるもののことです。

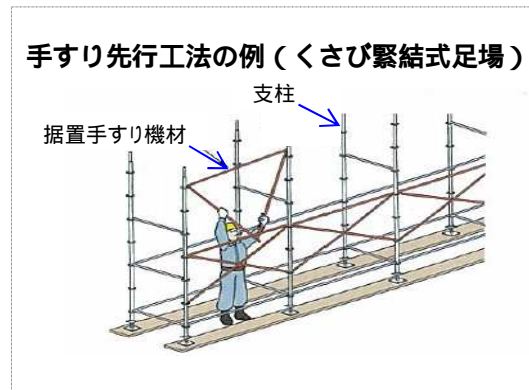
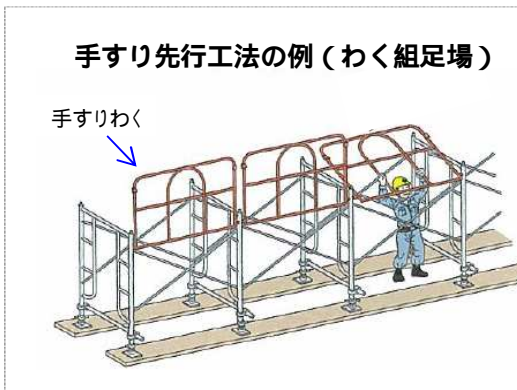
<安全帯取付設備の例>



さらに、墜落の危険を減らすためには？

▶「手すり先行工法」など墜落の危険を低減させる措置を積極的に採用してください

組立て・解体時の墜落防止措置として効果の高い方法の1つが手すり先行工法です。足場の組立時作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりが残っている工法です。



厚生労働省では、「手すり先行工法等に関するガイドライン」を平成21年に策定し、手すり先行工法による墜落防止の措置の普及・定着に取り組んでいます。

詳しい情報は厚生労働省ホームページをご覧ください

足場からの墜落防止対策 強化

検索



足場を設置する際は、 「より安全な措置」等に取り組みましょう



建設業で発生する死亡労働災害のうち、
約45%は、墜落・転落災害によるものです。

▶ 墜落・転落災害を防止するため、下の2点を確実に実施してください。

労働安全衛生規則の徹底

→ P 7 参照

「より安全な措置」等の実施

→ P 5, 6 の (1) (2) (3)

建設業における労働災害の発生状況

図1
死亡災害の事故の型別内訳（平成28年）

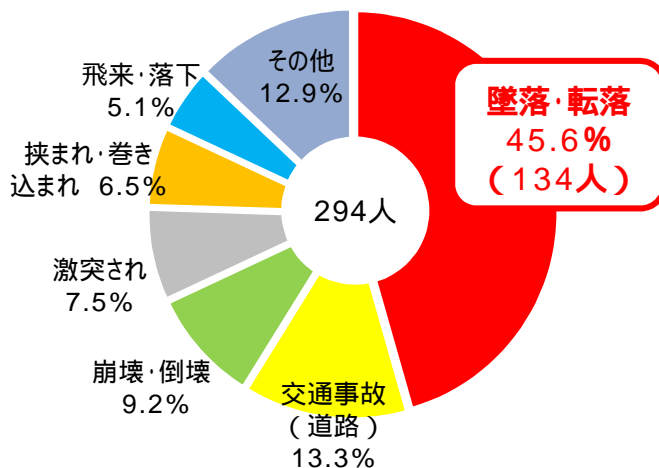
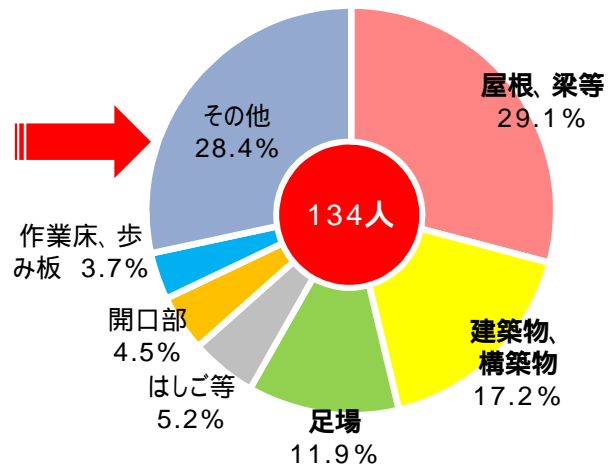


図2
墜落・転落災害の発生箇所（平成28年）



厚生労働省では、「より安全な措置」等の普及促進等を目的として「委託事業「墜落・転落災害等防止対策推進事業（建設業）」を実施しています。

No more! 墜落・転落災害 @建設現場



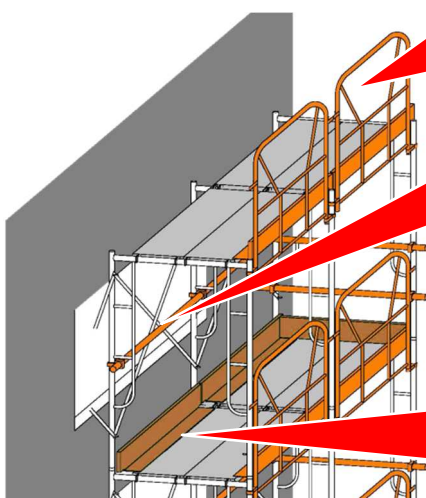
「より安全な措置」等について

厚生労働省では、足場からの墜落・転落災害の一層の防止のため、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を策定し、この中で、**労働安全衛生規則（ ）の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等**を示しています。（ ）P7参照

（１）足場からの墜落防止措置の実施

足場からの墜落災害を防止するため、以下の「より安全な措置」を講じましょう。

わく組足場



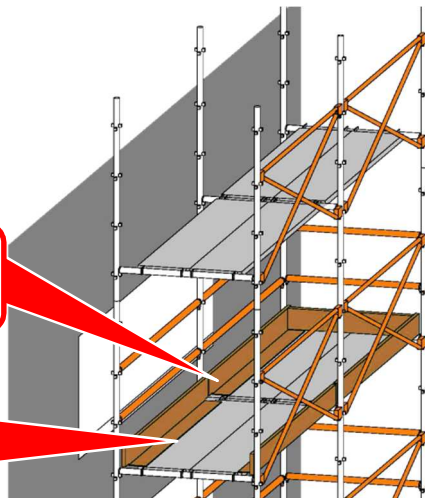
手すり、中さん及び幅木の機能を有する「手すり先行専用型足場」の設置

上さんの設置

手すり等、及び中さん等に加え、幅木の設置

床材は建地と隙間を作らないよう設置
(図は床付き幅木の例)

その他の足場



（２）「手すり先行工法」及び「働きやすい安心感のある足場」の採用

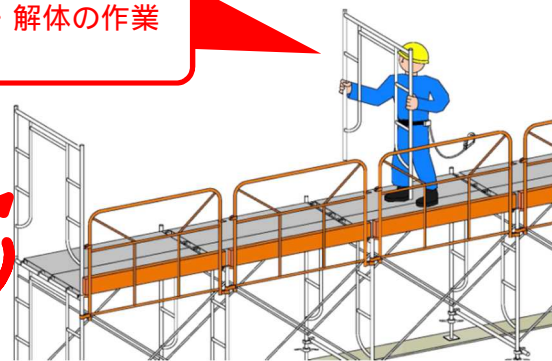
足場の組立、解体時、及び使用時の墜落災害を防止するため、「**手すり先行工法等に関するガイドライン**」に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置しましょう。

ガイドラインは、厚生労働省ホームページに掲載しています。「手すり先行工法」については、次頁参照。

わく組足場

最上層の一層下から手すりを設置

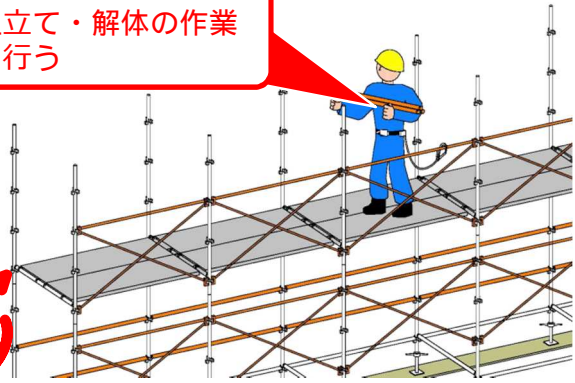
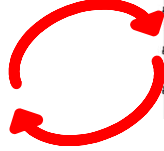
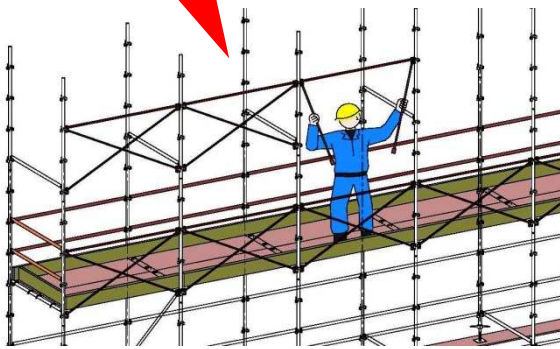
手すりがある状態で組立て・解体の作業を行う



その他の足場

最上層の一層下から
手すりを設置

手すりがある状態で
組立て・解体の作業
を行う



手すり先行工法とは

足場の組立て・解体時の最上層からの墜落防止措置として効果が高い方法の一つに、手すり先行工法があります。手すり先行工法とは、**足場の組立時に作業床に乗る前に適切な手すりを先に設置し、かつ、解体作業時にも作業床を取り外すまで手すりを残しておく工法**です。

(3) 足場の安全点検の確実な実施

足場の種類に応じたチェックリスト等を活用して、安全点検を確実に実施してください。

点検の内容例 一わく組足場用一

点検事項	点検の内容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床付き布わくは変形したり、損傷していないか ③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか ④床材と建地の隙間は12センチメートル未満(※)か ⑤床付き布枠は建わくに隙間なく設置されているか ⑥.....
2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態	①建わく、布わくの取付状態は計画通りか ②建わくは、アームロック等で確実に接続されているか ③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか ④建わく、布わくの取付部に緩みはないか ⑤.....

点検事項(注6)	点検の内容(注7)	良否(注8)	是時内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の繋結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 繋結材及び繋結金具の損傷及				

足場の組立て、変更時等の点検実施者は、下記に該当する方等の**十分な知識・経験のある方**を指名しましょう。また、足場の組立て等の作業に直接従事した以外の方が行うことで**客観的・的確なもの**としましょう。

足場の組立て等作業主任者で、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している方
労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築の方)など、労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出についての「計画作成参画者」に必要な資格がある方
全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた方
建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた方
点検実施者について、チェックリストの「点検者職氏名」欄へ記載しましょう。

作業開始前の点検は、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名しましょう。

チェックリストや資料は、厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱(別添:「より安全な措置」等について)
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11300000-Roudoukijunkyokuanzeniseibu/0000088456.pdf>

リーフレット「手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場」
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/0906-3.html>

(参考) 「労働安全衛生規則」に基づく足場における墜落防止措置

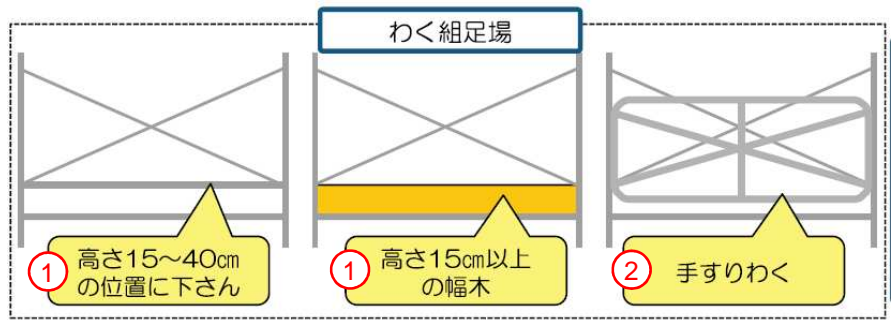
通常作業時における足場の墜落防止措置 (安衛則第563条)

わく組足場

または のいずれかの措置

「交さ筋かい」+「下さん」
または「高さ15cm以上の幅木」
下さんの位置 = 高さ15~40cm

または、
「手すりわく」

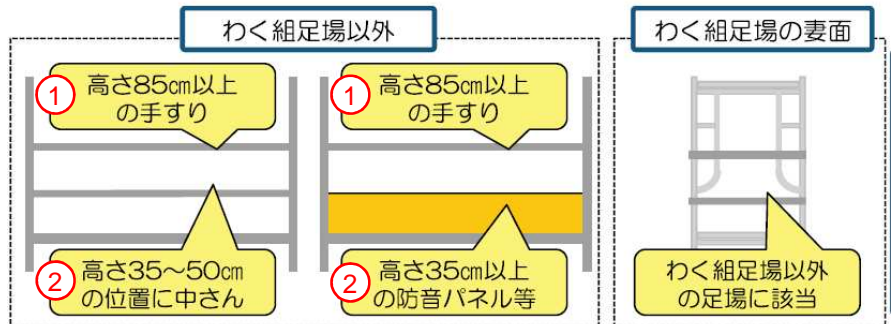


その他の足場

と 両方の措置

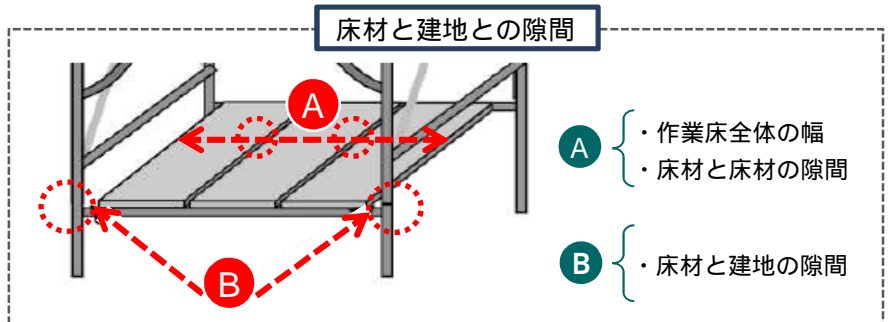
「手すり」
手すりの位置 = 高さ85cm以上

「中さん」
中さんの位置 = 高さ35~50cm



床材と建地との隙間

- A 作業床の幅は 40cm 以上
床材の隙間は 3cm 以下
- B 床材と建地の隙間は
12cm 未満



墜落防止対策を進めるためのアドバイスをします

～ 「墜落・転落災害等防止対策推進事業 (建設業)」 について～

厚生労働省では、「より安全な措置」等の普及促進等を目的として、委託事業「墜落・転落災害等防止対策推進事業 (建設業)」を実施しています (平成29年度は全国仮設安全事業協同組合に委託)。本事業では、主に以下の取組を行っています。

「より安全な措置」等に関する調査・診断

「より安全な措置」等の墜落防止対策に関する相談や助言、作業計画・改善計画の作成支援を行う

「より安全な措置」等に関する説明会

全国47都道府県で、労働安全衛生規則や「より安全な措置」等に関する理解を深める説明会を実施する

お問い合わせは、全国仮設安全事業協同組合 (本部・支部) まで

ホームページ: <http://www.kasetsuanzen.or.jp>

メールアドレス: info@kasetsuanzen.or.jp

(注) 平成29年度の説明会は終了しています。

また、平成30年度の事業実施者、事業内容等については、決まり次第のご案内となります。

安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～ 安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします ～

厚生労働省は、建設業等の高所作業において使用される「安全帯」について、以下のような改正を行うとともに、安全な使用のためのガイドラインを策定しました。

今回の改正等のポイント

1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。

「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

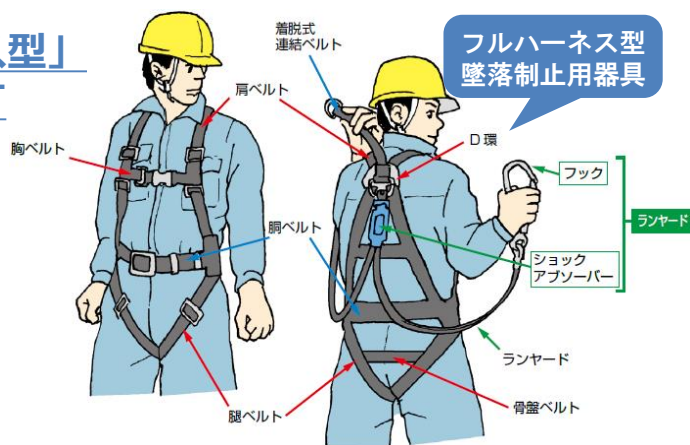
	安全帯		墜落制止用器具	
①	胴ベルト型 (一本つり)	○→	胴ベルト型 (一本つり)	②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。
②	胴ベルト型 (U字つり)	✕→	✕	
③	ハーネス型 (一本つり)	○→	ハーネス型 (一本つり)	

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型(一本つり)」を使用できます。



3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。

「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務をいいます。

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

事業主の皆さまは、このリーフレット等を参考に、安全・安心な作業環境、ルールづくりを徹底してください。作業員の皆さまも、定められたルールに従い、適切な器具の使用をお願いいたします。

政令等の改正について 次頁～

ガイドラインについて P11～

政令等の改正について

【改正の背景】

建設業等の高所作業において使用される胴ベルト型安全帯は、墜落時に内蔵の損傷や胸部等の圧迫による危険性が指摘されており、国内でも胴ベルト型の使用に関わる災害が確認されています。また、国際規格等では、着用者の身体を肩、腰部、腿などの複数箇所で作保持するフルハーネス型安全帯が採用されています。

このため、厚生労働省では、現行の安全帯の規制のあり方について検討を行う専門家検討会を開催し、その結果※を踏まえ、安全帯の名称を「墜落制止用器具」に改め、その名称・範囲と性能要件を見直すとともに、特別教育を新設し、墜落による労働災害防止のための措置を強化しました。また、墜落制止用器具の安全な使用のためのガイドラインも策定しています。

なお、墜落制止用器具の構造規格については、2019(平成31)年1月頃に告示する予定です。

※ 墜落制止用の個人用保護具に関する規制のあり方に関する検討会報告書（平成29年6月13日・厚生労働省取りまとめ）

「墜落制止用器具」への名称変更（安衛令第13条）

安衛令第13条第3項第28号を改正し、「安全帯(墜落による危険を防止するためのものに限る。)」を「墜落制止用器具」に改めます。また、本改正後「墜落制止用器具」として認められるのは、「胴ベルト型(一本つり)」と「ハーネス型(一本つり)」のみとなり、「胴ベルト型(U字つり)」の使用は認められません。

墜落による危険の防止（安衛則第130条の5等）

安衛則、ボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則及び酸欠則を改正し、次の規定について「安全帯」を「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」に改めます。

- ① 「安全帯」を労働者に使用させることを事業者¹に義務付けることを内容としている規定及び当該規定と関係する規定
- ② 作業主任者等に「安全帯」の使用状況の監視や機能の点検等を義務付けることを内容とする規定

★**墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具の選定要件について** → 5ページ参照
2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」と、本紙掲載の「ガイドライン」において規定されます。

経過措置（猶予期間）

安全帯の規制に関する政省令・告示の改正は、下の表のようなスケジュールで公布・告示され、施行・適用される予定です。フルハーネス型を新たに購入される事業者は、購入の時期にご留意下さい。

現行の構造規格に基づく安全帯（胴ベルト型・フルハーネス型）を使用できるのは2022(平成34)年1月1日までとなります。

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用					使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間	使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)																×
安全帯の規格改正(予定)					★適用日①(2月1日)												
					★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能				製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)												
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間	製造・販売可能				販売可能												×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

特別教育（安衛則第36条、特別教育規程第24条）

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところ(★)において、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務(ロープ高所作業に係る業務を除く。)」が追加されます。

特別教育の対象となる業務を行う者は、**下表Ⅰ～Ⅴの科目(学科4.5時間、実技1.5時間)**を受講する必要がありますが、例外として、以下の場合の一部の科目を省略することができます。

【受講を省略できる条件】

フルハーネス型墜落制止用器具の使用等に関して十分な知識及び経験を有すると認められる者については、下記のとおり学科・実技の一部の科目を省略することが可能です。

- ① 適用日時点において(★)の場所で**フルハーネス型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰ、Ⅱ、Ⅴを省略**できます。
- ② (★)の場所で**胴ベルト型を用いて行う作業に6月以上従事した経験**を有する者は、**Ⅰを省略**できます。
- ③ **ロープ高所作業特別教育受講者**又は**足場の組立て等特別教育受講者**は、**Ⅲを省略**できます。

なお、適用日(2019(平成31)年2月1日)より前に、改正省令による特別教育の科目の全部又は一部について受講した者については、当該受講した科目を適用日以降に再度受講する必要はありません。

特別教育の内容

学科学目	範 囲	時 間
Ⅰ 作業に関する知識	①作業に用いる設備の種類、構造及び取扱い方法 ②作業に用いる設備の点検及び整備の方法 ③作業の方法	1 時間
Ⅱ 墜落制止用器具（フルハーネス型のものに限る。以下同じ。）に関する知識	①墜落制止用器具のフルハーネス及びランヤードの種類及び構造 ②墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ③墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法及び選定方法 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法 ⑤墜落制止用器具の関連器具の使用方法	2 時間
Ⅲ 労働災害の防止に関する知識	①墜落による労働災害の防止のための措置 ②落下物による危険防止のための措置 ③感電防止のための措置 ④保護帽の使用方法及び保守点検の方法 ⑤事故発生時の措置 ⑥その他作業に伴う災害及びその防止方法	1 時間
Ⅳ 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技科目	範 囲	時 間
Ⅴ 墜落制止用器具の使用方法等	①墜落制止用器具のフルハーネスの装着の方法 ②墜落制止用器具のランヤードの取付け設備等への取付け方法 ③墜落による労働災害防止のための措置 ④墜落制止用器具の点検及び整備の方法	1.5時間

ガイドラインのポイント

厚生労働省は、墜落制止用器具の適切な使用による一層の安全対策の推進を図るため、今回の、一連の安全帯に関する規制の見直し等を一体的に示した「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」を策定しました。主なポイントは以下のとおりです。

適用範囲

● このガイドラインは、墜落制止用器具を使用して行う作業に適用する。

用語

●自由落下距離

作業者がフルハーネス又は胴ベルトを着用する場合における当該フルハーネス又は胴ベルトにランヤードを接続する部分の高さからフック等の取付設備等の高さを減じたものにランヤードの長さを加えたものをいう。
(右図のA)

●落下距離

作業者の墜落を制止するときを生ずるランヤード及びフルハーネス又は胴ベルトの伸び等に自由落下距離を加えたものをいう。
(右図のB)

●垂直親綱

鉛直方向に設置するロープ等による取付設備。

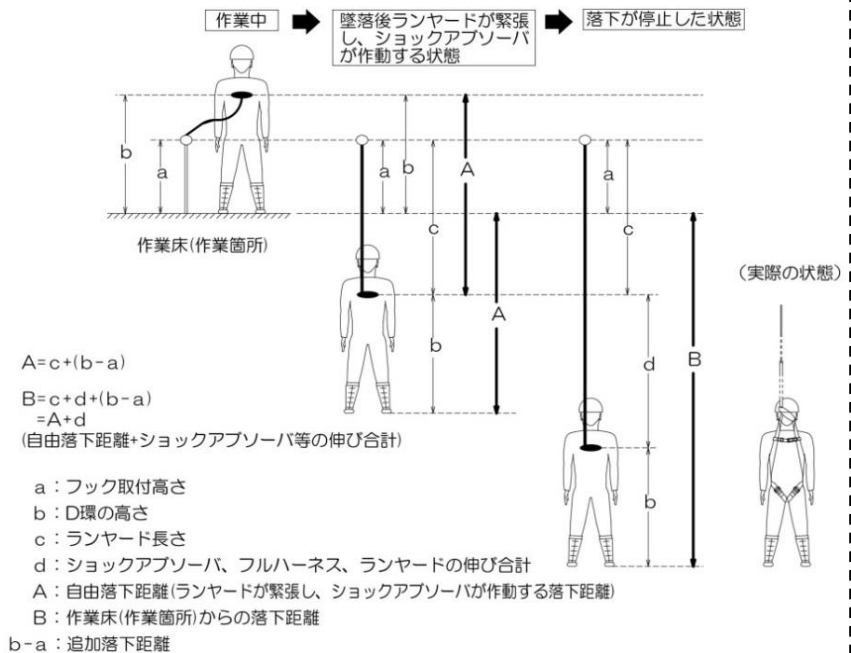
●水平親綱

水平方向に設置するロープ等による取付設備。

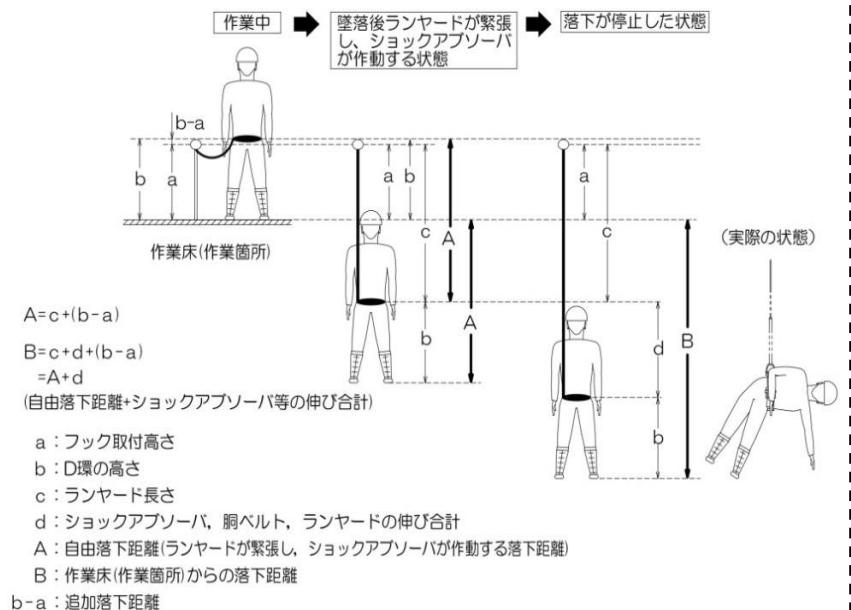
●ワークポジショニング作業

ロープ等の張力により、U字つり状態などで作業者の身体を保持して行う作業。

【フルハーネス型の落下距離等】



【胴ベルト型の落下距離等】



要求性能墜落制止用器具の選定

- 「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具(要求性能墜落制止用器具)」の選定要件は以下のとおりです。これらの要件は、2019(平成31)年1月に改正される予定の「安全帯の規格」とガイドラインにおいて規定されます。

「墜落による危険のおそれに応じた性能を有する墜落制止用器具」の選定要件

※ 次ページに掲載のガイドライン抜粋もご参照ください。

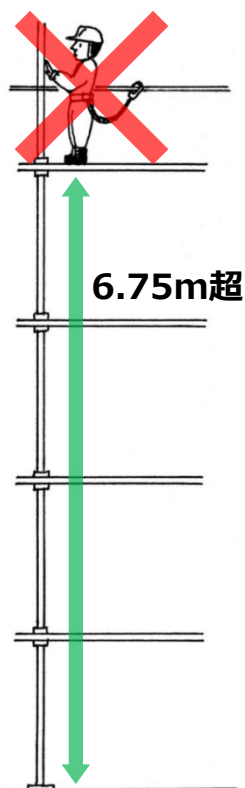
要件① 6.75mを超える箇所では、フルハーネス型を選定

2 m以上の作業床がない箇所又は作業床の端、開口部等で囲い・手すり等の設置が困難な箇所の作業での墜落制止用器具は、フルハーネス型を使用することが原則となります。

ただし、フルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合(高さが**6.75m以下**)は、胴ベルト型(一本つり)を使用することができます。

※ 一般的な建設作業の場合は**5m以上**、柱上作業等の場合は**2m以上**の箇所では、フルハーネス型の使用が推奨されます。

※ 柱上作業等で使用される**U字つり胴ベルトは、墜落制止用器具としては使用できません**。U字つり胴ベルトを使用する場合は、フルハーネス型と併用することが必要となります。



要件② 使用可能な最大重量に耐える器具を選定

墜落制止用器具は、着用者の体重及びその装備品の重量の合計に耐えるものでなければなりません。

(85kg用又は100kg用。特注品を除く。)

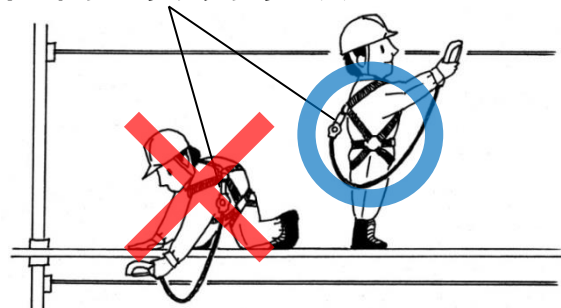


要件③ ショックアブソーバは、フック位置によって適切な種別を選択

ショックアブソーバを備えたランヤードについては、そのショックアブソーバの種別が取付設備の作業箇所からの高さ等に応じたものでなければなりません。(腰より高い位置にフックを掛ける場合は第一種、足元に掛ける場合は第二種を選定します。)

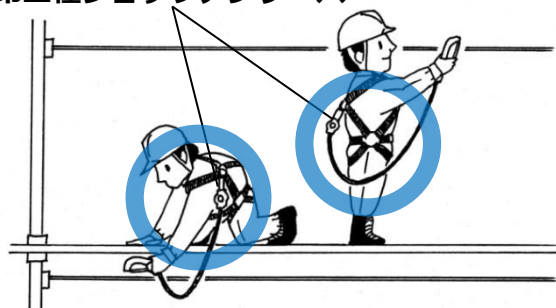
フック位置が腰より高い場合

第一種ショックアブソーバ



フック位置が腰より低い場合

第二種ショックアブソーバ



【墜落制止用器具の選定要件（ガイドライン抜粋）】

○ 墜落制止用器具の選定

- ・ 墜落制止用器具は、フルハーネス型を原則とすること。ただし、墜落時に着用者が地面に到達するおそれのある場合の対応として、胴ベルト型の使用が認められること。
- ・ 胴ベルト型を使用することが可能な高さの目安は、フルハーネス型を使用した場合の自由落下距離＋ショックアブソーバの伸び＋1m(=6.75m)以下としなければならないこと。

○ 一般的な建設作業等（ワークポジショニング作業を伴わない場合）

- ・ 腰の高さ以上にフック等をかけて作業できる場合には第一種ショックアブソーバ※¹を、足下にフック等をかけて作業する場合は、フルハーネス型を選定するとともに第二種ショックアブソーバを選定すること。

〔※¹ ショックアブソーバとは、墜落を制止するときに生ずる衝撃を緩和するための器具をいう。第一種ショックアブソーバは自由落下距離1.8mで墜落を制止したときの衝撃荷重が4.0kN以下であるものを、第二種ショックアブソーバは自由落下距離4.0mで墜落を制止したときの衝撃荷重が6.0kN以下であるものをいう。〕

- ・ ランヤードは、標準的な条件における落下距離を確認し、適切なものを選定すること。
- ・ 墜落制止用器具には、使用可能な最大質量(85kg又は100kg。特注品を除く。)が定められているので、器具を使用する者の体重と装備品の合計の質量が使用可能な最大質量を超えないように器具を選定すること。
- ・ 胴ベルト型が使用可能な高さの目安は、建設作業等におけるフルハーネス型の一般的な使用条件※²を想定すると、**5m以下**とすべきであること。これよりも高い箇所で作業を行う場合は、フルハーネス型を使用すること。

〔※² ランヤードフック等の取付高さ:0.85m、ランヤードとフルハーネスを結合する環の高さ:1.45m、ランヤード長さ:1.7m、ショックアブソーバ(第一種)の伸びの最大値:1.2m、フルハーネス等の伸び:1m程度。〕

○ 柱上作業等（ワークポジショニング作業を伴う場合）

- ・ ワークポジショニング用器具を使用して作業を行う際には、墜落制止用器具を併用する必要があること。
- ・ ワークポジショニング作業は、通常、フック等を頭上に取り付けることが可能であることから、**フルハーネス型を選定**すること。ただし、頭上にフック等を掛けられる構造物がないことによりフルハーネス型の着用者が地面に到達するおそれのある場合は、胴ベルト型の使用も認められること。

使用方法

- 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着すること。
- 墜落制止用器具の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えるものであること。
- 墜落後にフック等に曲げの力が掛かることによる脱落・破損を防ぐためフック等の主軸と墜落時に掛かる力の方向が一致するよう取り付けること。
- 垂直親綱に墜落制止用器具のフック等を取り付ける場合は、親綱に取り付けたグリップ等の取付設備にフック等をかけて使用すること。取付設備の位置は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環の位置より下にならないようにして使用すること。
- 水平親綱は、ランヤードとフルハーネス等を結合する環より高い位置に張り、それに墜落制止用器具のフック等を掛けて使用すること。

点検・保守・保管、廃棄基準

- 墜落制止用器具の点検・保守及び保管は、責任者を定める等により確実に言い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておくこと。
- 一度でも落下時の衝撃がかかったものは使用しないこと。また、点検の結果、異常があったもの、摩耗・傷等の劣化が激しいものは使用しないこと。

足場の設置が困難な屋根上作業での 墜落防止対策のポイント

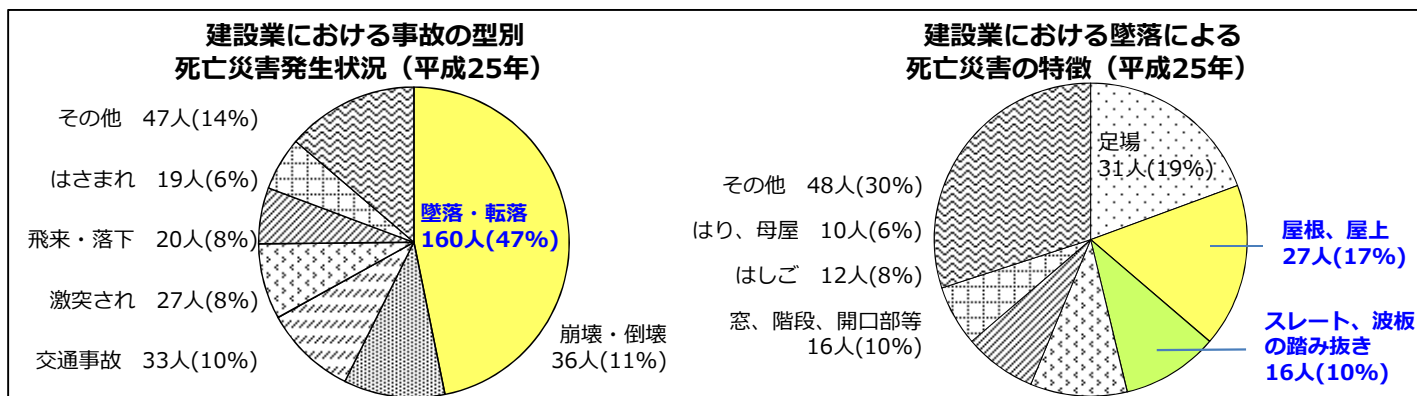
「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」のポイント

建設業の労働災害による死亡者数は、中長期的には減少していますが、ここ数年は減少数が鈍っており、毎年300人以上の方が亡くなっています。

事故の型別にみると、墜落・転落による死亡事故が47%を占め、最も大きな割合となっています。また、墜落した場所で見ると、屋根からの墜落事故が多くなっています。スレート等の屋根の踏み抜きと合わせると、平成25年は43人となり、全体の約27%を占めています。

このような状況を踏まえ、厚生労働省では、平成26年1月に「墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル」を作成しました。

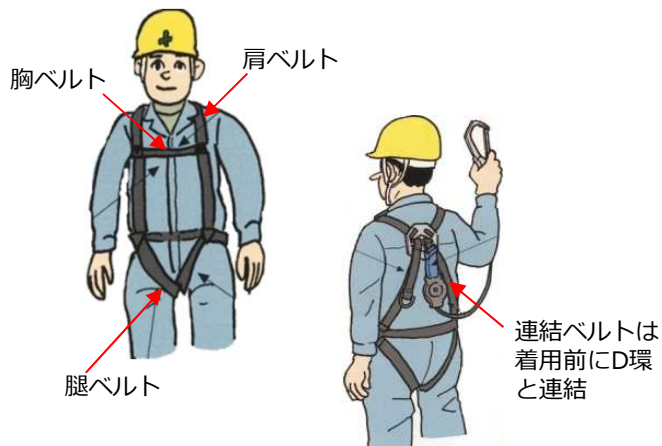
このパンフレットは、**短期間に屋根作業が終了し、屋根端部に足場を設置するより安全面において合理的と考えられる場合に適用できる安全帯取付設備の設置方法と、ハーネス型安全帯等の使用方法についてとりまとめたものです。**



適正な保護具を正しく装着しましょう

【ハーネス型安全帯】

ハーネス型安全帯は墜落阻止時に身体への負担が少ないとされている。ベルトにねじれがないか確認しつつ、長さを調節し、ゆるみがないように着用する。なお、一度大きな力が加わった安全帯は使用しない。



【ランヤード】

ショックアブソーバ付きで、巻取機能があるものを使用する。



【安全靴】

耐滑性、安全性、屈曲性に優れた靴を選ぶ。



【保護帽】

①まっすぐ深くかぶる。



②ヘッドバンドは頭の大きさに合わせて調節し確実に固定する。



③アゴひもは緩みがないようにしっかり締める。



○保護具は、事前に取り扱説明書の内容を確認・理解し、必ず、点検などを行ってから使用しましょう。

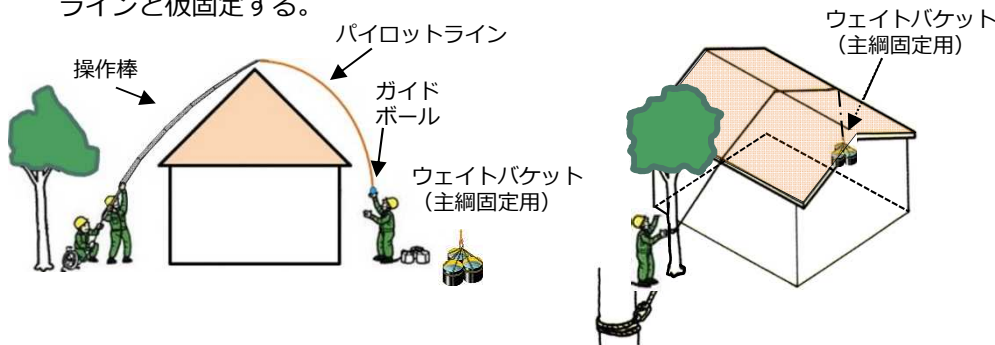
垂直親綱（主綱）の設置方法 ① 地上からの主綱の設置のしかた

屋根上での作業を始める前に墜落防止対策の要となる、一本目の垂直親綱（主綱）を設置します。主綱の設置方法の1つは、地上から操作棒を使うやり方です。この方法では、作業開始前（はしご昇降前）から作業終了時まで、作業者の地上への墜落阻止が期待できます。

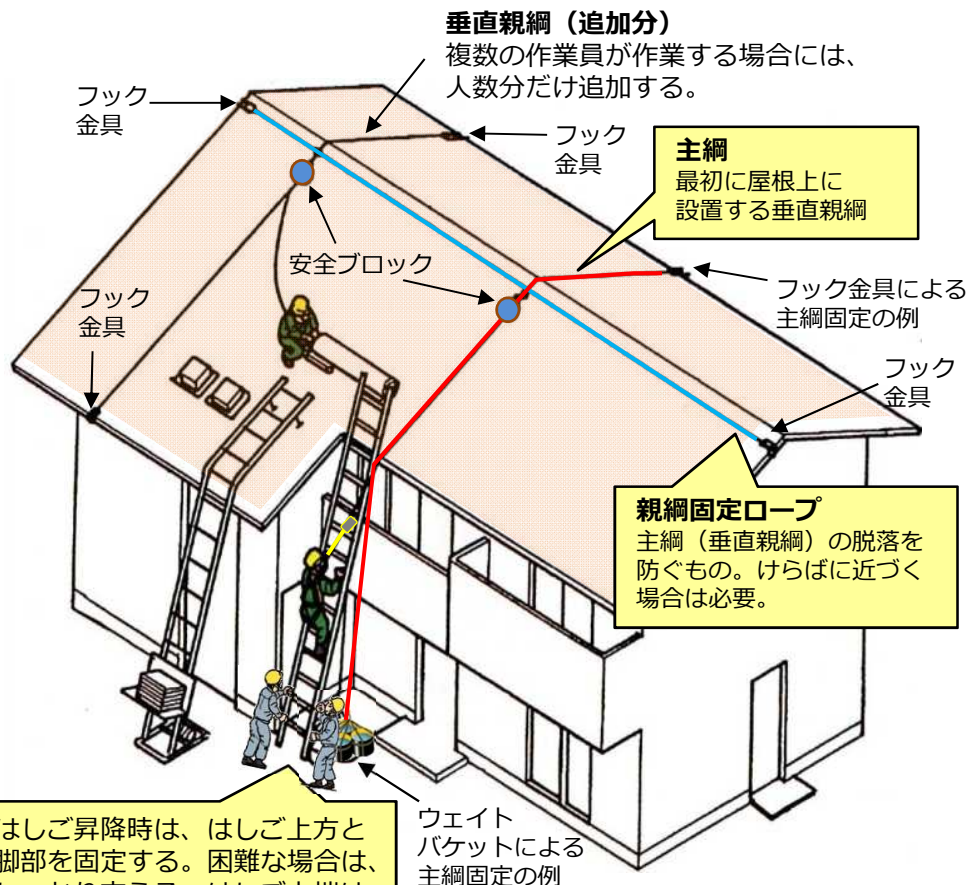
- 屋根勾配が6/10以上の場合など、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合は、屋根用足場などの作業床の設置が必要です。
- 大量の資材で屋根面の多くが覆われてしまう場合などは、適切な作業床を確保するための措置が必要です。
- 墜落防止対策の他、立入禁止区域の設定など飛来物災害を防止する措置も併せて行うことが必要です。

【作業手順】

- ① 操作棒を使って、ガイドボール付きのパイロットラインを屋根上に通す。次に、強固な構造物やウェイトバケットなどに一端を固定した主綱をパイロットラインと仮固定する。
- ② パイロットラインと仮固定した主綱を手前側へ引き戻し、屋根上を通した主綱を強固な構造物・樹木などに固定する。
- ③ スライドを主綱に連結し、はしごを昇り屋根上上がり、屋根棟付近で安全ブロックを主綱に連結する。
- ④ 安全ブロックのストラップが適切に機能することを確認してから、安全帯のD環へ取り付ける。そのあとで、スライドをD環から取り外す。



【操作棒を使った地上からの主綱設置の例】



はしご昇降時は、はしご上方と脚部を固定する。困難な場合は、しっかり支える。はしご上端は60cm以上出し、脚部は平らで、めりこみのおそれのない状態にして使用する。

- ④ 安全ブロックのストラップが適切に機能することを確認してから、安全帯のD環へ取り付ける。そのあとで、スライドをD環から取り外す。

※ストラップの変形・損傷の有無やロック機能について、使用前に必ず点検しておく。



<主綱固定器具の例>



※ウェイトバケットの重量は、この親綱を利用する作業員の体重程度以上を目安とする。

垂直親綱（主綱）の設置方法 ② 移動はしごを使った主綱の設置のしかた

主綱を設置する2つめの方法は、はしご上方と脚部の2点（左右を含めると合計4点）を堅固な構造物にロープで連結し、はしご上端にショックアブソーバ付き安全ブロックを取り付けた墜落防護機構を使うやり方です。

- 屋根勾配が6/10以上の場合など、屋根面を作業床としてみなすには不適切な場合は、屋根用足場などの作業床の設置が必要です。
- 大量の資材で屋根面の多くが覆われてしまう場合などは、適切な作業床を確保するための措置が必要です。
- 墜落防止対策の他、立入禁止区域の設定など飛来物災害を防止する措置も併せて行うことが必要です。

[作業手順]

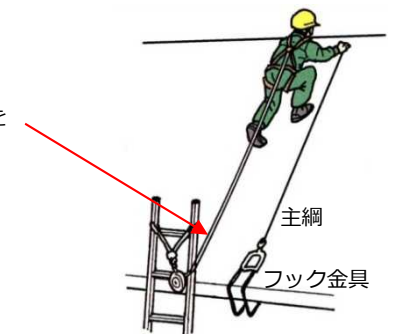
- 1 地上で、はしご上方固定用のロープと安全ブロックを取り付ける。次に、はしご上方と脚部をそれぞれ堅固な構造物に固定する。
- 2 はしごを使って軒先に上がり、軒先の側面に主綱を付けたフック金具を取り付ける。
- 3 安全ブロックのストラップをはしご支柱の外側を通して、すみやかに棟を超える。



- ※はしごの固定は、はしごの中心から左右に1間以上の間隔を確保する。
- ※はしご上方は、その真下または建物側に引き寄せて固定する。



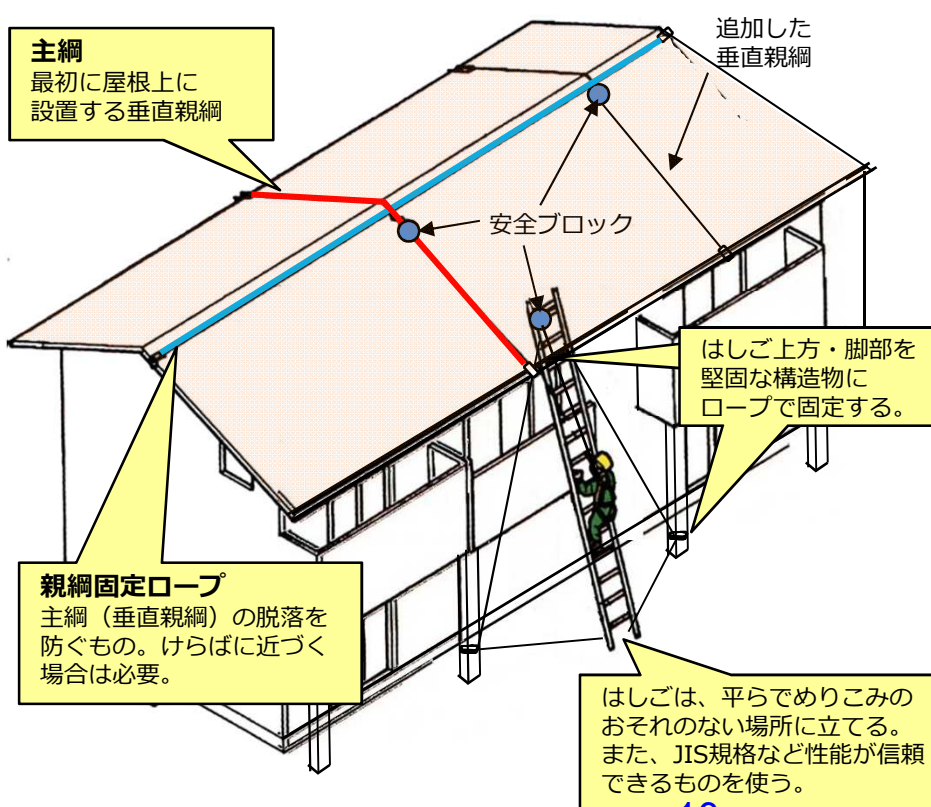
※はしごを中心として約1m程度の範囲内で作業を行う。



※はしごの踏み機は墜落阻止するための強度が不十分な場合があるので、落下時の荷重が踏み機ではなく、支柱に伝わるようにする。

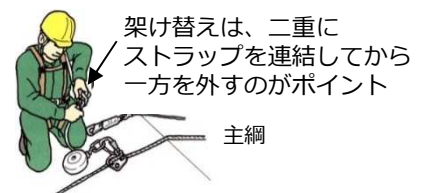


[移動はしごを使った主綱設置の例]



- 4 棟を超えたら、安全ブロックを主綱に取り付け、ストラップをD環に連結する。そのあとに、これまで使用していたストラップ（移動はしごに付けていたもの）を外す。

※ストラップの変形・損傷の有無やロック機能について、使用前に必ず点検しておく。



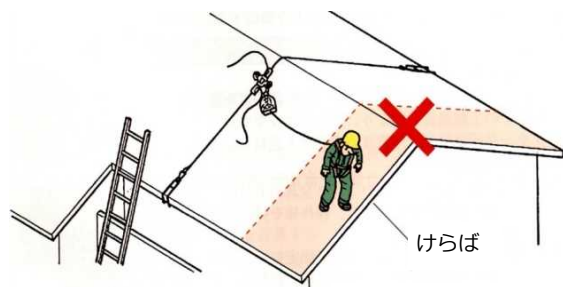
- 5 もう一方の軒先へフック金具を取り付け、たるみのないよう主綱を引き、固定する。



屋根上での安全な作業方法

屋根上で作業を行う際は、次の点に注意してください。

けらば付近に近づく場合は、親綱固定ロープで主綱または追加した垂直親綱の水平移動を拘束する補強が必要です。

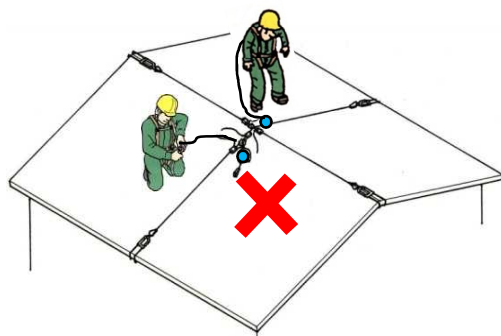


けらばには近づかない

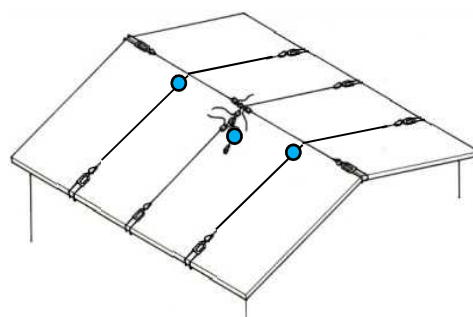


けらばに近づく場合は、親綱固定ロープによる補強を行う

複数の作業者が屋根上で作業する場合は、その人数分だけ垂直親綱を屋根上に増設する必要があります。



1本の主綱（垂直親綱）に複数の安全ブロックを取り付けて使用しない

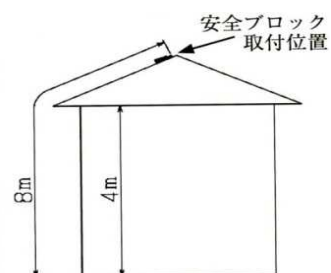


作業者数に応じて、垂直親綱の増設を行う

軒先の高さが低い建物や安全ブロックの取付位置から地上までの距離が短い場合などは、ストラップの短い安全ブロックを使用するか、安全ブロックを取り付ける位置をよく検討する必要があります。

例えば、ストラップの長さが5.7mの通常の安全ブロックの場合、軒先の高さが4m以下の建物や安全ブロックの取付位置から地上までの延べ長さが8m以下の建物では、墜落防止時に地上に衝突する危険性があります。

このような場合は、小型の安全ブロック（ストラップ長3.5m）を使用するか、または安全ブロックを取り付ける位置を十分に検討するようにしてください。



詳細は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお尋ねいただくか、厚生労働省ホームページをご覧ください。

墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル

<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/140526-1.html>

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 安全衛生関係リーフレット一覧 > - 足場の設置が困難な屋根上作業 - 墜落防止のための安全設備設置の作業標準マニュアル

労働者、
雇用主の
皆さまへ

はしごや脚立からの 墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立は、ごく身近な用具であるため、墜落・転落の危険をそれほど感じずに使用する機会が多いのではないのでしょうか。しかし、**過去の災害事例を見ると、骨折などの重篤な災害が多数発生し、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありません。**

このパンフレットを参考に、安全を確保した上で、はしごや脚立を適切に使用してください。

ポイント
1

はしごや脚立に関する**災害発生原因の特徴を踏まえた安全対策をとり、想定される危険を常に予知しながら、はしごや脚立を使用**しましょう。

▶▶▶ P 2 参照

ポイント
2

はしごや脚立は、足元が不安定になりやすく危険です。まず、代わりとなる**床面の広いローリングタワー（移動式足場）や作業台などの使用を検討**しましょう。

▶▶▶ P 3 参照

ポイント
3

はしごや脚立を使用する際は、高さ1 m未満の場所での作業であっても**墜落時保護用のヘルメットを着用**して、頭部の負傷を防ぎましょう。

▶▶▶ P 4 参照

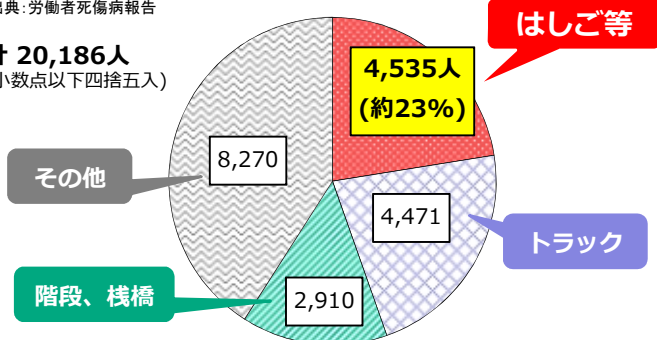
統計資料 「はしご等」に関する災害（死傷および死亡）

※「はしご等」：はしご、脚立、作業台など

① 「はしご等」は墜落・転落災害の原因で最も多い （平成23年～27年 5年平均）

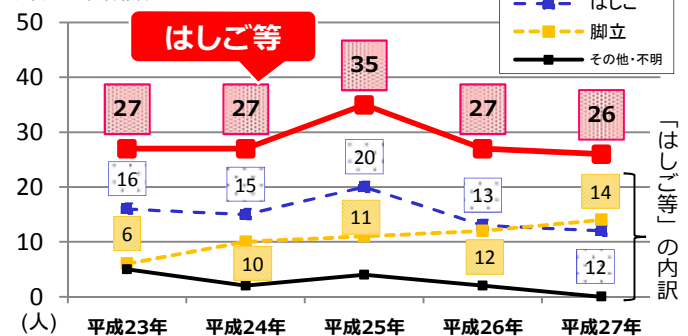
【墜落・転落による休業4日以上の被災労働者数】
出典：労働者死傷病報告

計 20,186人
（小数点以下四捨五入）



② 毎年30人弱の労働者が「はしご等」からの 墜落・転落により亡くなっている

【過去5年間の墜落・転落による死亡労働者数】
出典：死亡災害報告

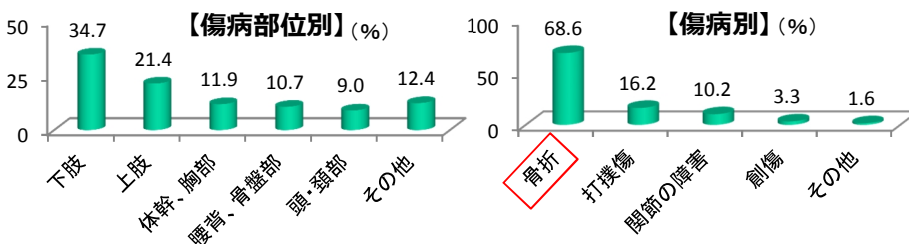


参考：労働安全衛生総合研究所による調査分析より

参考：「菅間敦，大西明宏，脚立に起因する労働災害の分析，労働安全衛生研究，Vol.8, No. 2, pp. 91-98, 労働安全衛生総合研究所，2015年」

脚立に起因する労働災害の分析

平成18年の休業4日以上の労働者死傷病報告から単純無作為法により抽出された34,195件（全数の25.5%）を分析した結果、脚立が起因する災害は、992件（うち墜落・転落災害は約86%）であり、傷病部位および傷病名は以下のグラフのとおりであった。



グラフからわかること

【傷病部位別】
下肢と上肢で、全体の半数以上を占めている。

【傷病別】
骨折が全体の約3分の2を占め、重篤な災害につながりやすい。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

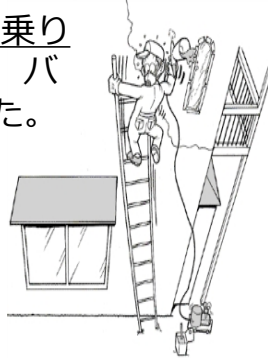
ポイント1 典型的な災害発生原因（墜落・転落死亡災害例）

出典：職場のあんぜんサイト（厚生労働省）

はしご

No. 1 はしごの上でバランスを崩す

【事例】 はしごから身を乗り出して作業したところ、バランスを崩して墜落した。

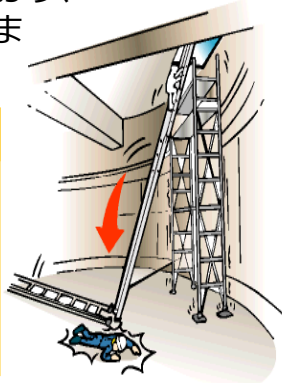


ワンポイント対策例

はしごでの作業を選択する前により安全な代替策を検討する。

No. 2 はしごが転位する

【事例】 はしごを使って降りようとしたところ、はしご脚部下端の滑り止めが剥がれており、はしごが滑ってそのまま墜落した。



ワンポイント対策例

はしごの上端または下端をしっかりと固定する。
また、滑り止め箇所の点検を怠らない。

No. 3 はしごの昇降時に手足が滑る

【事例】 はしごが水で濡れていたため、足元が滑って墜落した。
(耐滑性の低い靴を使用)



ワンポイント対策例

踏み面に滑り止めシールを貼る。
耐滑性の高い靴（と手袋）を使用する。

脚立

No. 1 脚立の天板に乗りバランスを崩す

【事例】 脚立の天板に乗って作業したところ、バランスを崩して背中から墜落した。

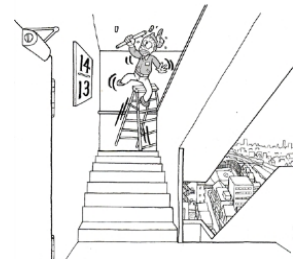


ワンポイント対策例

天板での作業は簡単にバランスを崩しやすいので禁止。より安全な代替策を検討する。

No. 2 脚立にまたがってバランスを崩す

【事例】 脚立をまたいで乗った状態で蛍光灯の交換作業をしていたところ、バランスを崩し階段に墜落した。



ワンポイント対策例

作業前に周りに危険箇所がないか確認し、安全な作業方法を考えること。
なお、脚立にまたがった作業は一旦バランスが崩れたら身体を戻すのが非常に難しい。
脚立の片側を使って作業すると、3点支持（※）がとりやすい。

No. 3 荷物を持ちながらバランスを崩す

【事例】 手に荷物を持って脚立を降りようとしたところ、足元がよろけて背中から墜落した。



ワンポイント対策例

身体のバランスをしっかりと保持するよう、昇降時は荷物を手に持たず、3点支持を守る。

（※）3点支持とは、通常、両手・両足の4点のうち3点により身体を支えることを指すが、身体の重心を脚立にあずける場合も、両足と併せて3点支持になる。

ポイント2 はしごや脚立を使う前に、まず検討！

以下の2点について検討してみましょう

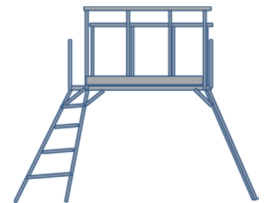
- はしごや脚立の**使用自体を避けられないですか？**
- 墜落の危険性が相対的に低いローリングタワー（移動式足場）、可搬式作業台、手すり付き脚立、高所作業車などに変更できないですか？**（※）

（※）足元の高さが2m以上の箇所で作業する場合には、原則として十分な広さと強度をもった作業床や墜落防止措置（手すり等）を備えた用具を使用してください。特に、はしごは原則昇降のみに使用してください。

【手すり付き脚立(例)】



【可搬式作業台(例)】



十分に検討しても他の対策が取れない場合に限って、
はしごや脚立の使用を、安全に行ってください。

移動はしごの安全使用のポイント

- はしごの上部・下部の固定状況を確認しているか（固定できない場合、別の者が下で支えているか）
- 足元に、滑り止め（転位防止措置）をしているか
- はしごの上端を上端床から60cm以上突出しているか
- はしごの立て掛け角度は75度程度か。

こうすれば安全

立てかける位置は水平で、傾斜角75°、突き出し60センチ以上となっていることを確認



ヨシ!

しっかり固定!

60cm以上上方にだす

75°

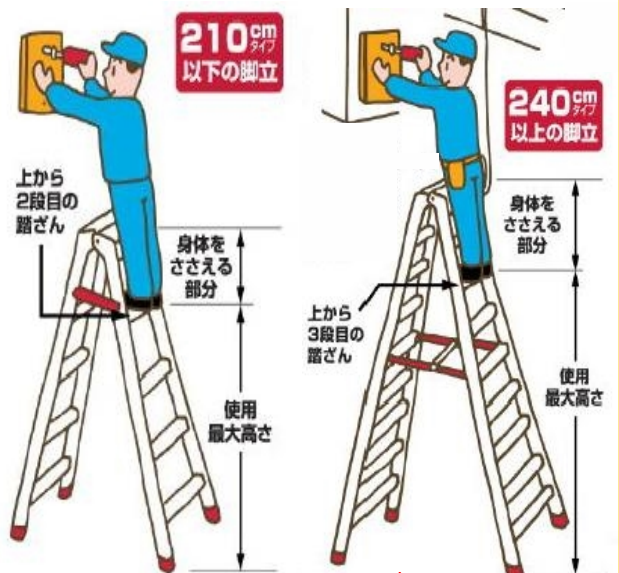
滑り止め

指差し呼称のポイント

「突き出し60センチ、75°立てかけ ヨシ!」

出典:「シリーズ・ここが危ない高所作業」中央労働災害防止協会編

脚立の安全使用のポイント



※高さ2m以上での作業時は、ヘルメットだけでなく安全帯も着用しましょう!

©軽金属製品協会（無断転用禁止）

「労働安全衛生規則」で定められた主な事項

移動はしご（安衛則第527条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置

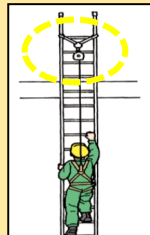
脚立（安衛則第528条）

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式の場合は、角度を確実に保つための金具等を備える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する

こういった後付けの安全器具もあります

【はしご支持・手摺金具】 【はしご足元安定金具】

（安全ブロック（ストラップ式の墜落防止器具））

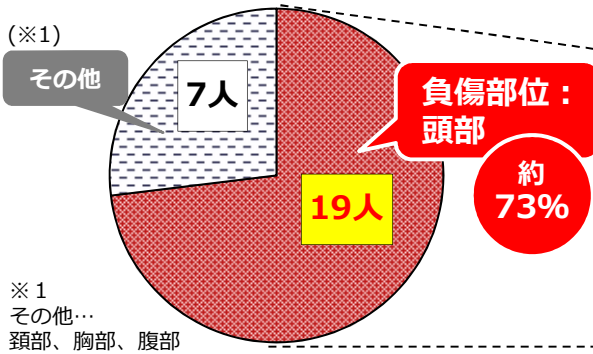


ポイント3 必ず墜落時保護用のヘルメットを着用して下さい

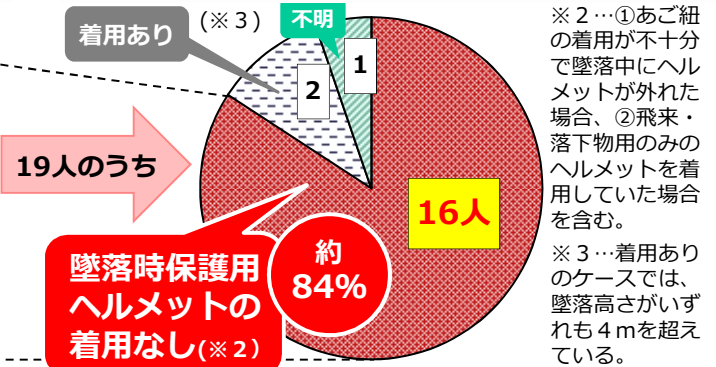
参考

頭部を負傷した死亡災害では、うち8割強が墜落時保護用のヘルメットを着用していませんでした（平成27年集計） 出典：災害調査復命書

① 「はしご等」からの墜落・転落死亡災害における負傷部位【平成27年分（26人）】



② 墜落時保護用ヘルメットの有無【頭部負傷の場合のみ集計（19人）】



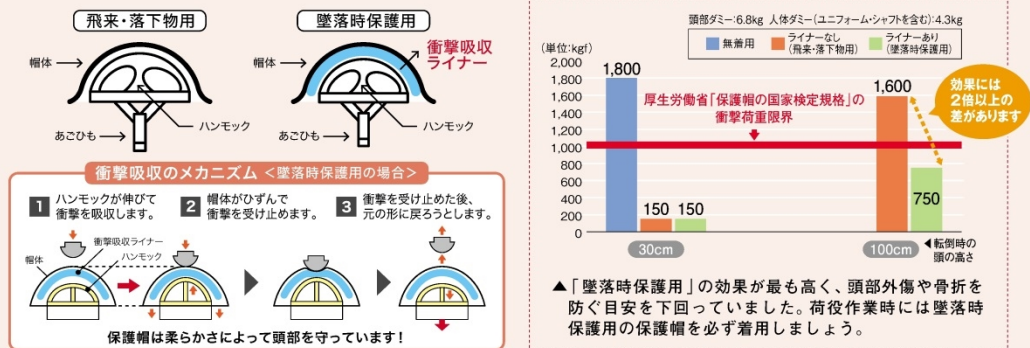
ヘルメットのすぐれた効果

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P12

保護帽の効果を知ってください！

保護帽（ヘルメット）とは労働安全衛生法第42条の規定にもとづく「保護帽の規格」に合格した製品を言います。この保護帽には「飛来・落下物用」と「墜落時保護用」の2種類があり、荷役作業では帽体内部に衝撃吸収ライナーと呼ばれる衝撃吸収材を備えた墜落時保護用を使用することが望まれます。

ここでは着用効果を知ってもらうため、「着用なし」、「飛来・落下物用」、「墜落時保護用」の3種類で頭部にかかる衝撃をグラフに示しました。100cmから転倒した時の効果には2倍以上の差があり、飛来・落下物用では効果が不十分なことが分かりました。



■保護帽に関する詳細な情報は日本ヘルメット工業会のサイトから入手できますのでご覧ください。
協力：一般社団法人日本ヘルメット工業会（JHMA）<http://japan-helmet.com>、株式会社谷沢製作所

ヘルメットの着用ポイント

引用：パンフレット「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」P3

必ず保護帽を着用！



特に1と3を忘れずに！
（死亡災害時によく見られた、忘れやすいポイントです）

（着用時5つのポイント）

- 1 「墜落時保護用」を使用すること
- 2 傾けずに被ること
- 3 あご紐をしっかりと、確実に締めること
- 4 破損したものは使わないこと
- 5 耐用年数を守ること

1 **要チェック！**
ヘルメット内側に貼られている「国家検定合格標章」等に用途が書かれています！

3 **参考**
あごヒモと耳ヒモの接続部分を留め具等で固定すると、墜落時の衝撃でヘルメットが脱落しにくくなります！

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。（H29.3）

建設業における職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育を実施しましょう

平成29年2月に「建設業に従事する職長及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育カリキュラム」が定められました。

東京労働局が実施したアンケートによると、労働災害の発生割合の低い建設業店社では、職長等に対する再教育を実施している割合が高いことがわかっています。

現場における安全管理の要である職長等の能力向上を図り、労働災害の撲滅に取り組みましょう。

教育カリキュラム及び対象者

教育カリキュラム

科目	時間
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関すること	120分
労働者に対する指導又は監督の方法に関すること	60分
危険性又は有害性等の調査等に関すること	30分
グループ演習	130分

対象者

- ・ 職長等の職務に従事することとなった後、概ね5年経過後
- ・ 機械設備等に大幅な変更があったとき

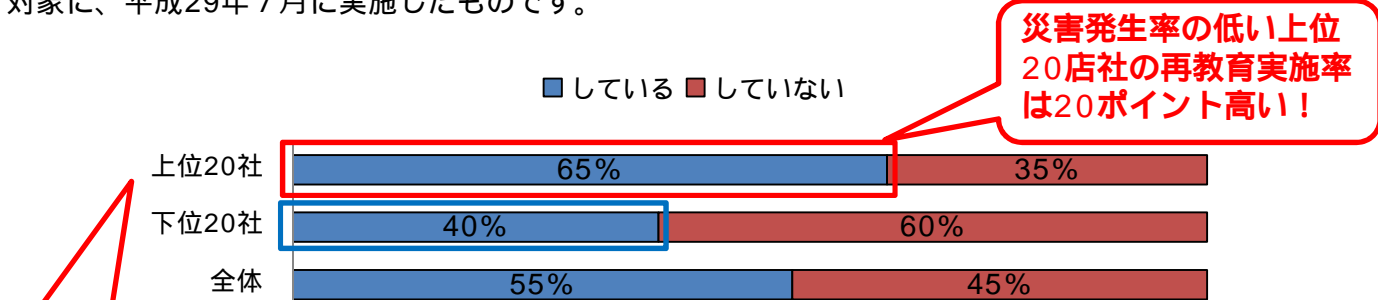
講習時間

5時間40分

平成29年2月20日付け
基発第0220第4号

建設業における労働災害防止活動の取組状況アンケート結果（抄）

アンケートは、第12次東京労働局労働災害防止計画の建設業の取組事項についての進捗状況、建設業店社における安全衛生活動の実施状況について、東京都内に店社等を置く建設業100社を対象に、平成29年7月に実施したものです。



第12次防計画期間中の店社ごとの度数率の低い20社（上位）と高い20社（下位）を比較したもの

職長等に対する定期的な再教育の実施状況



東京労働局
労働基準監督署

現場特有のリスクに応じた実効性のある 「新規入場者教育」を実施しましょう

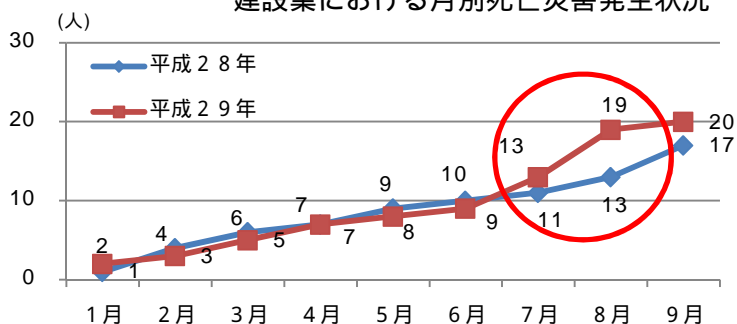
建設業における労働災害が急増しています。

平成29年に発生した死亡災害のうち、現場入場1週間以内の災害が45%を占めています。

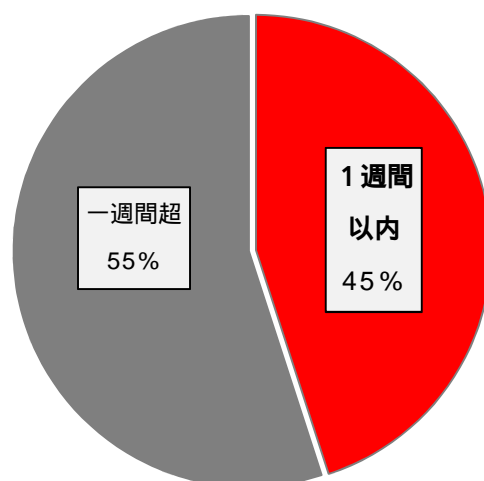
現場特有のリスクに応じた実効性のある新規入場者教育を実施し、労働災害の撲滅に取り組みましょう。

労働災害の発生状況

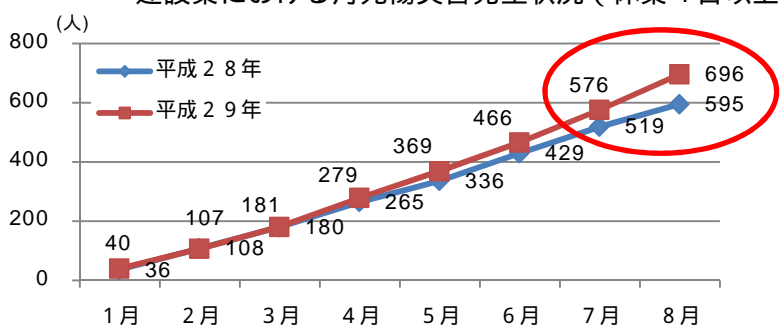
建設業における月別死亡災害発生状況



現場入場経過日数別・死亡災害発生状況



建設業における月死傷災害発生状況 (休業4日以上)



新規入場者教育の具体的な教育項目の例

- ・ 工事概要及び作業方針
- ・ 現場ルールについて
 - 「危険予知活動」
 - 「ヒヤリハット運動」
 - 「一声かけあい運動」など
- ・ 現場特有のリスクについて
 - 「高所作業箇所」
 - 「進入禁止箇所」 など
- ・ 基本的な安全意識について
 - 「近道・省略行動」の禁止
 - 「危険感受性の向上」 など

教育項目は一例です。
現場ごとに教育内容を工夫して実施して下さい！

安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

－ 労働災害防止についての建設業法令遵守ガイドラインの改訂 －

建設業における労働災害の発生率は、労働災害全体の2倍程度で、墜落・転落、建設機械へのはさまれ、土砂崩壊など、死亡に至ったり、障害が残ったりする重篤な災害が多く発生しています。

このため、建設業者は、労働災害防止対策を実施し、長期的には労働災害は減少してきましたが、ここ数年は増減を繰り返しています。

建設業では、発注者から元方事業者、関係請負人、その雇用する労働者などが、重層構造で工事を行うことから、労働災害防止のためには、雇用する労働者の労働災害防止に係る義務を負う関係請負人だけでなく、それ以外の発注者や元方事業者※の安全に対する理解と対策の実施が重要なのです。

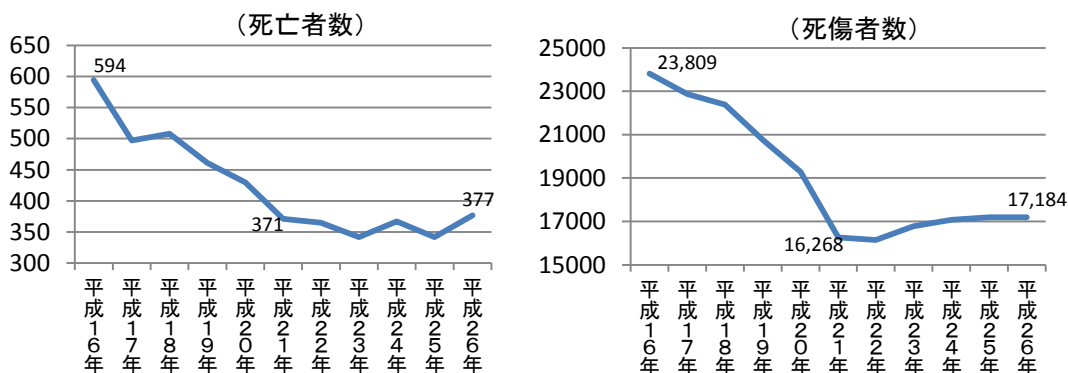
こうした中、厚生労働省は、元方事業者による建設現場安全管理指針（平成7年）により、「請負契約における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者等の明確化等」を指導してきました。さらに国土交通省は、平成26年10月に「建設業法令遵守ガイドライン」を改訂し、労働災害防止対策の実施者と、その経費の負担者などの明確化の手順などを示しました。

このパンフレットでは、ガイドラインに定められた経費負担者の明確化などの手順を紹介します。

※元方事業者における統括安全衛生管理等以外に関係請負人の労働者に対する労働災害防止に係る義務はありません。

建設業における労働災害は、ここ数年増減を繰り返しています

【建設業における労働災害件数】



適切な安全衛生経費の確保への取組は、まだ十分とはいえません

- 発注者から契約約款に労働災害防止に関する事項を明記されたことがある → 50%
うち「労働災害防止の徹底」が最も高く 69% なのに対し、「安全衛生経費の積算」は 8%しかありません。
- 安全衛生経費について、仕様書、注文書等に具体的な項目、金額等が示されている → 14%

出典：「民間工事における注文者対策に関する調査研究報告書」平成22年建設業労働災害防止協会

1. 建設工事請負契約における労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人等が義務的に負担しなければならない費用です。

つまり、労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」に含まれるものであり、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

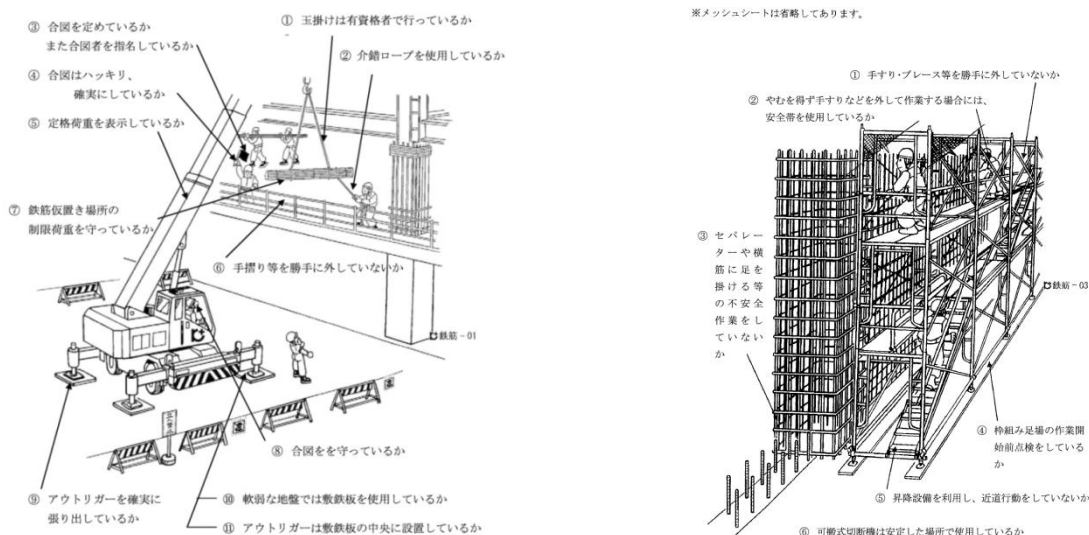
2. 労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、**見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

鉄筋組立作業における労働災害防止対策【例示】



実施者と経費の負担者の区分を明確化すべき労働災害防止対策(区分表)【例示】

	実施者		経費負担者			実施者		経費負担者	
	元請	下請	元請	下請		元請	下請	元請	下請
1. 直接工事費					(2)昇降設備				
(1)移動式クレーン	○		○		①階段	○		○	
(2)足場	○		○		(3)その他				
2. 安全費					①敷鉄板	○		○	
(1)監視連絡等に要する経費					②玉掛用具	○		○	
①無線機(クレーンの合図)	○		○		4. 教育訓練費				
(2)保護具類					①新規入場者教育の資料	○			○
①保護帽		○		○	②新規入場者教育の実施	○		○	○
②安全帯		○		○	③新規入場者教育の受講		○		○
③安全靴		○		○	④移動式クレーン運転免許取得者の配置	○		○	
3. 仮設費					⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○
(1)墜落・飛来落下防止措置					⑥安全衛生協議会への参加		○		○
①安全ネット	○		○		5. 上記以外の疾病・衛生対策				
②手すり等(駆体の端)	○		○		①健康診断		○		○
③立入禁止措置材	○		○		②熱中症対策(水筒等)		○		○
④立入禁止措置設置		○		○	6. その他				

注：区分表【例示】の明示すべき労働災害防止対策の抽出に当たっては、『「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書』（平成25年3月 建設業労働災害防止協会）が参考になります。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる**労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。**

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された**労働災害防止対策に要する経費**が明示された見積書を尊重しつつ、**建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。**

(4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、**契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化**するとともに、下請負人が負担しなければならない**労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。**

内訳書【例示】

	実施者		経費負担者		経費積算					
	元請	下請	元請	下請	規格等	単位	単価	数量	金額	摘要
2. 安全費										
(2)保護具類										
①保護帽		○		○	○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
②安全帯		○		○	○円/個 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
③安全靴		○		○	○円/足 耐久年数○年	人	○円	○ 延人数	○円	○円/○日(年間稼働日数×耐久年数)
3. 仮設費										
(1)墜落・飛来落下防止措置										
④立入禁止措置設置		○		○	直接工事費で計上					作業員労務費に含む
4. 教育訓練費										
③新規入場者教育の受講		○		○	平均日当○円	人	○円	○人	○円	平均日当○円/8時間(1時間教育)
⑤玉掛技能講習修了者の配置		○		○	受講費	人	○円	○人	○円	
⑥安全衛生協議会への参加		○		○	日当○円、○回	回	○円	○回	○円	日当○円/8時間(1回1時間)

注：契約時における元請負人との交渉において信頼関係が築けるように、下請負人は労働災害防止対策に要する経費を明示する際は、**可能な限り、その根拠を明確にすべき**です。

(1)～(4)の手順においては、建設業法上適切な対応が必要です。
以下のような**不適切な対応があった場合に、建設業法に違反**または違反するおそれがあります。

元請負人が、あらかじめ見積条件において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの**労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為**

建設業法第20条第3項に違反

元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与したヘルメットなどの**労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為**

建設業法第19条に違反

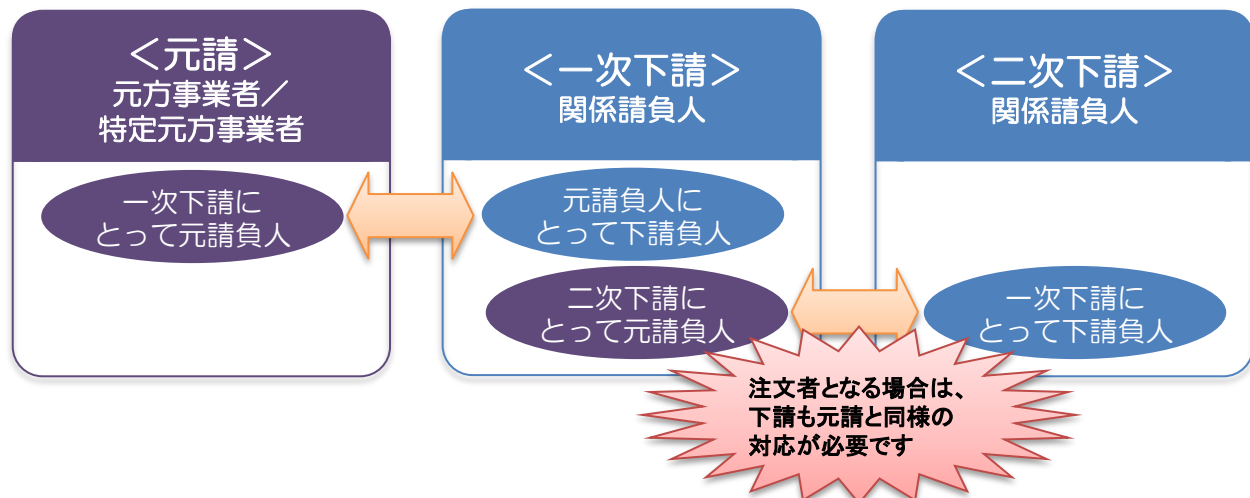
元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「**通常必要と認められる原価**」に満たない金額となる場合

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

3. 関係請負人においても2.と同様の対応が必要

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、**建設工事の下請契約の注文者となる場合は、「元請負人」として、2.と同様の対応が必要**です。

この場合、元方事業者が作成した「実施者と負担者の区分表」の利用などによって、元方事業者が行った明確化の内容が、労働者を使用する事業者となる下請負人に確実に伝えられる必要があります。



労働災害防止のために、発注者、元請負人に求められる事項

建設業に従事する方の労働災害防止のためには、発注者、元請負人（3.参照）において以下の措置を実施することが求められています。このことは、「足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討委員会報告書」（平成26年11月）に明記されています。

- 建設業に従事する者の災害を防止するため、発注者において施工時の安全衛生の確保のための必要な経費を積算すること
- 上記の経費には、一人親方等の労災保険の特別加入のために必要な費用が含まれること
- 上記の経費が、受注者である元請等から関係請負人へ確実に渡るようにすること
- 雇用から請負への安易な転換を防ぐため、法定福利費の確保をはかること

注：「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」において法定福利費は建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものとされています。

◆ お問い合わせ先・関係資料 ◆

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111 (内線5486)

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課 建設業適正取引推進指導室

電話番号 03(5253)8111 (内線24715、24718)

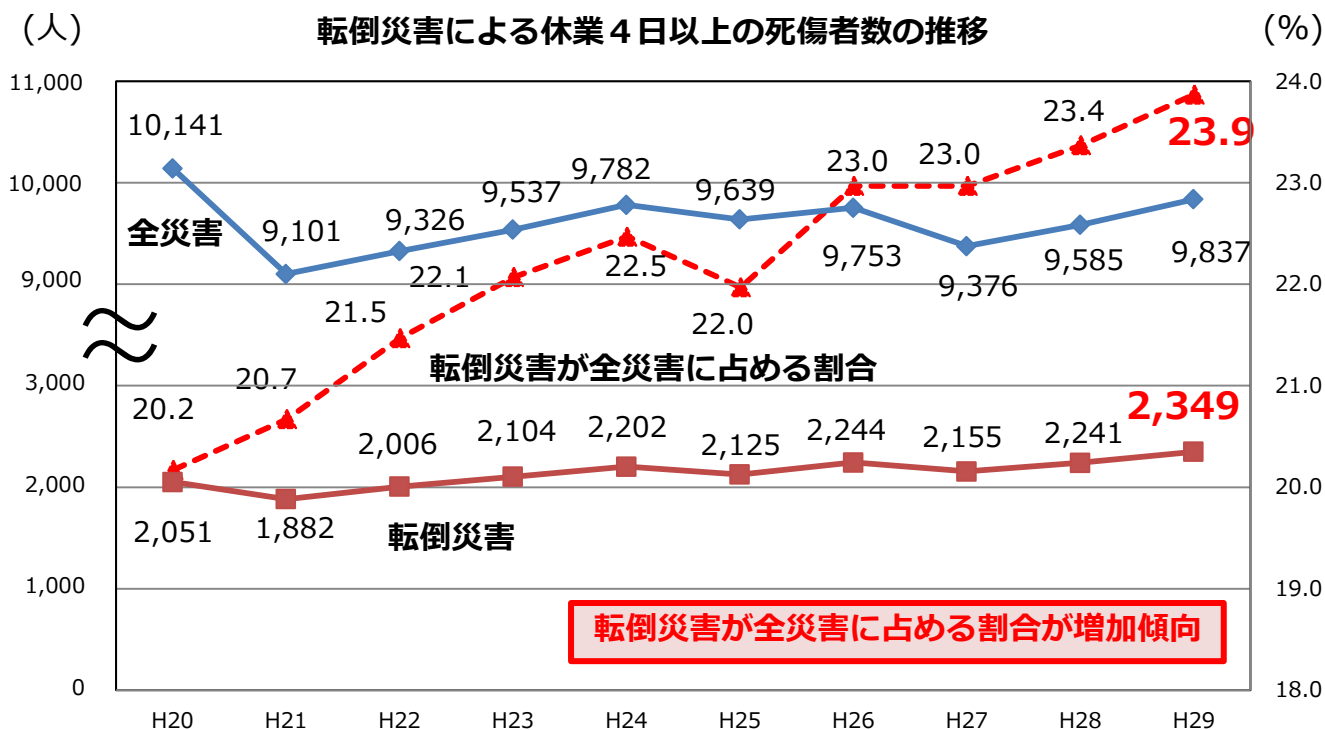
- 「建設業法令遵守ガイドライン（改訂版）」の掲載先（国土交通省）
http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000188.html
- 元方事業者による建設現場安全管理指針の掲載先（中央労働災害防止協会安全衛生情報センター）
http://www.jaish.gr.jp/anzen_pgm/HOU_DET1.aspx
- 「建設工事における安全衛生経費の標準リスト及び積算明細表」の解説並びに作成要領検討結果報告書の掲載先（建設業労働災害防止協会）
http://www.kensaibou.or.jp/data/pdf/leaflet/chosakenkyuhoukoku_kensetukouzi.pdf

職場における転倒災害を防ぎましょう！

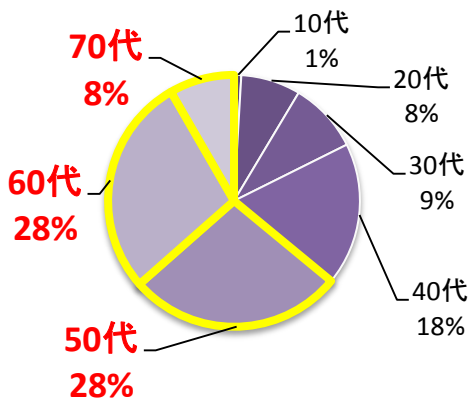
～STOP！転倒災害プロジェクト実施中～

- 転倒災害は、労働災害全体の約4分の1を占めており、被災者の約6割は50歳以上の高齢者です。
- 転倒災害による休業期間は約6割が1ヶ月以上となっており、第三次産業全体では転倒災害が3割を超え、ビルメンテナンス業では4割を超えています。
- 職場における転倒災害を撲滅するため、裏面のチェックリストを活用した点検を行い、「危険標識や危険マップを活用した転倒リスクの見える化」、「転倒予防教育」、「体操・運動」等により、高齢者対策を含めた職場環境の改善を図りましょう。

都内の転倒災害発生状況

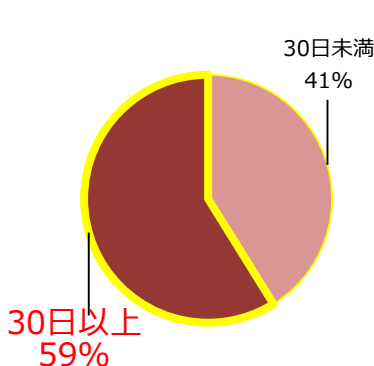


年齢別の転倒災害発生状況 (平成29年、休業4日以上)



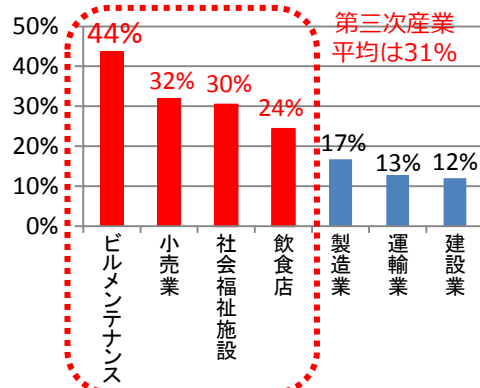
50歳以上が約6割

休業日数別の転倒災害発生状況 (平成29年、休業4日以上)



休業1か月以上が約6割

業種別の転倒災害発生状況 (平成29年、休業4日以上)



第三次産業全体では3割以上



東京労働局
労働基準監督署

2月・6月は、転倒災害防止の重点取組期間です！

(1) 重点取組期間に実施する事項

- ① 2月の実施事項
 - ア 安全委員会等における転倒災害防止に係る現状と対策の調査審議
 - イ チェックリストを活用した安全委員会等による職場巡視、職場環境の改善や労働者の意識啓発
- ② 6月の実施事項
 - 職場巡視等による転倒災害防止対策の実施状況の確認

(2) 一般的な転倒災害防止対策

- ① 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消
- ② 4s (整理、整頓、清掃、清潔) の徹底による床面の水濡れ、油汚れ等のほか台車等の障害物の除去

(3) 冬期における転倒災害防止対策

- ① 気象情報の活用によるリスク低減の実施
- ② 通路、作業床の凍結等による危険防止の徹底

あなたの職場は大丈夫？
転倒の危険をチェックしてみましょう

転倒災害防止のためのチェックシート

チェック項目		<input type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていませんか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

自主点検結果を踏まえた転倒災害の防止対策について

転倒災害発生事業場に対する自主点検の結果、多くの企業において、「危険標識や危険マップを活用した転倒リスクの見える化」、「転倒予防教育」、「体操・運動」が未実施でした。

これらは、加齢により身体機能の低下した高齢者の転倒防止策としても有効な手法です。

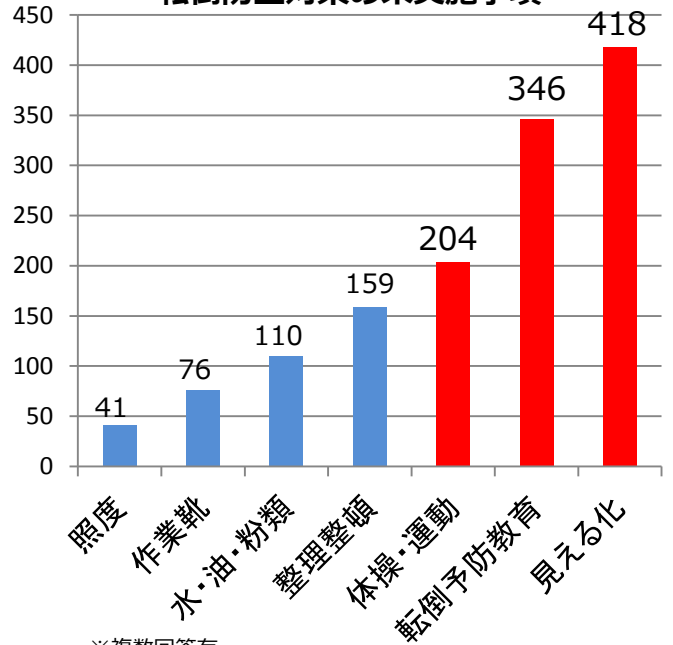
転倒防止のためのチェックシートの結果や労働者の年齢分布を踏まえ、どのような対策が有効か安全委員会等で話し合っ、各職場に応じた転倒防止対策を講じましょう。

※ 「転倒災害防止のためのチェックシート」や、より具体的な転倒災害防止対策については、STOP! 転倒災害プロジェクト特設ページで入手可能です。

※ 高齢労働者の労働災害防止対策については、「高齢労働者の安全と健康」パンフレットをご参照ください(掲載先アドレスは下記、右はQRコード)。

☞ jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/var/rev0/0146/6394/konenrei.pdf

転倒災害発生事業場における
転倒防止対策の未実施事項*



※複数回答有

(資料出所: 転倒災害の再発防止のための自主点検等報告書)



建設業における交通労働災害防止のための留意事項

1 交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成6年2月18日付け基発第83号)

(改正 平成20年4月3日付け基発第0403001号)

2 交通労働災害防止のためのガイドラインに係る留意事項について

(平成20年4月3日付け基安安発第0403001号)

上記通達から建設業の元請事業場として配慮可能な事項について（抜粋）

① 走行計画の作成及び指示 ⇒ 通勤ルートの確認（距離・時間・休憩）

※特に長時間運転する計画の場合には休憩時間の設定を行う。

休憩時間の定めを行った場合に、災害が発生しにくくなるという統計が出ている。

※早朝時間帯においては、体温が一日のうちで最低となり、反応時間の遅延、眠気の高まり等をもたらすとの調査結果がある。

② 交通安全教育の実施 ⇒ 実施状況の確認・元請として援助

※下請業者が多数入る大規模現場については、運転者の交通安全教育を主眼とした安全教育を計画することも検討してほしい。

③ 交通危険予知訓練の実施（継続的に実施することが望ましい）

⇒ 元請として援助

※指差呼称を導入することも検討

④ 自動車運転以外の業務の軽減等の配慮 ⇒ 作業分担の配慮・確認

⑤ 荷主・元請事業者としての配慮 ⇒ 荷の積み下ろし作業設備の配置

荷台からの墜落転落災害の防止対策・シート掛けの際の対策

毎年行われている全国安全週間においても、業種横断的な労働災害防止対策として、交通労働災害防止について下記5項目を実施要綱に記載しています。

① 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

② 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

③ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

④ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

⑤ 健康診断及び診断結果に基づく保健指導等の措置の実施、長時間労働を行った運転者に対する面接指導等の実施、労働時間の短縮等の就業上の措置の実施

第13次労働災害防止計画推進中



建設業労働災害防止対策要綱（建設業労働災害防止協会）

（交通労働災害の防止について抜粋）

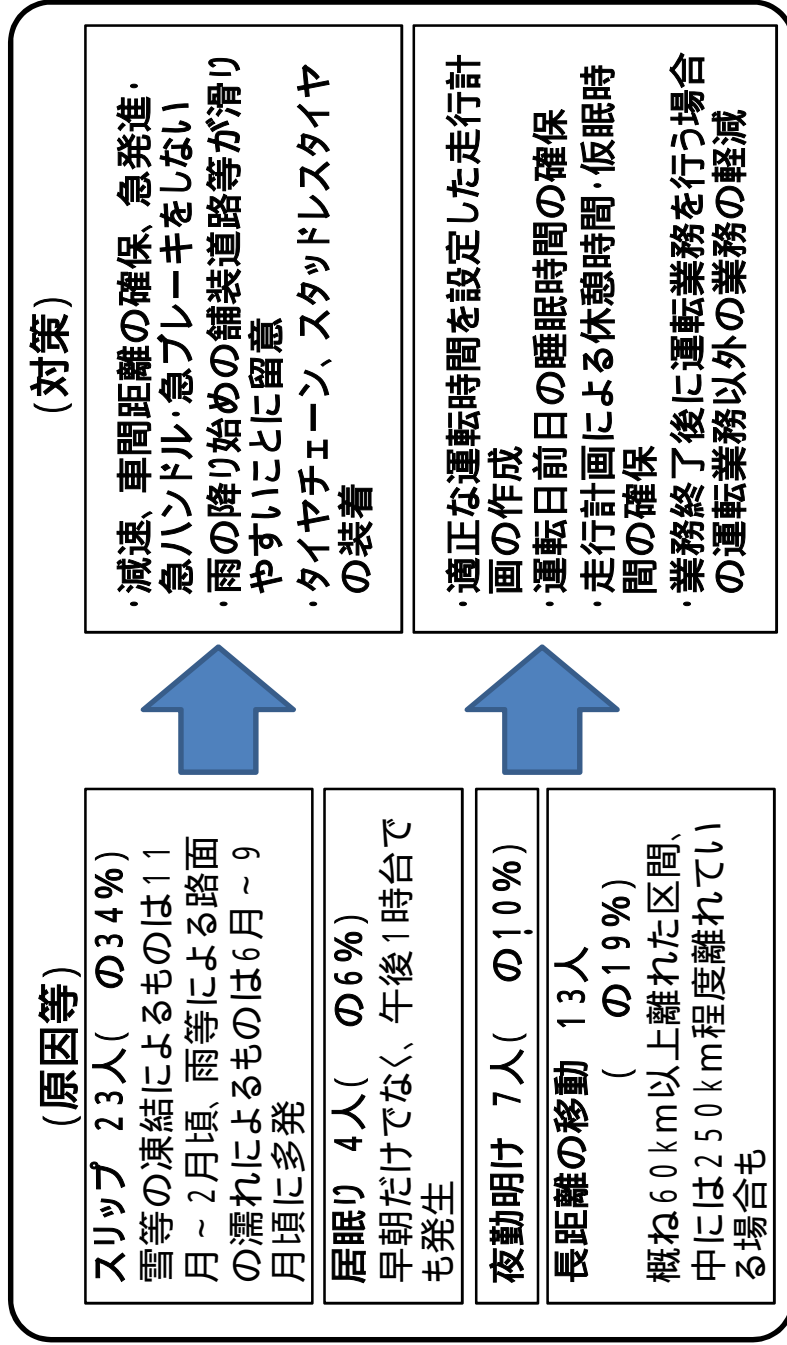
- ①運転者に交通安全教育を行うとともに、過労による交通労働災害を防止するため、長時間継続した運転を行わせないように管理する。
⇒（元請事業場として情報提供）
- ②見通しのきかない踏切、転落のおそれがある路肩等の危険箇所では、誘導による安全運転を励行する。 ⇒（現場内の道路状況の確認）
- ③降雨等によるスリップ事故を防止するための措置を講ずる。
- ④作業者の送迎等のため、マイクロバス、ワゴン車等を使用するときは、安全な運行経路を選定し、資格者のうち特に運転技能のすぐれた者に運転を行わせ、また、作業者に運転業務を行わせるときは、休養等について配慮する。
⇒（作業強度の管理・休憩の設定）
- ⑤工事現場内での工事車両（車両系建設機械を除く）を運行する場合には、運行経路および誘導者を定めて行わせる。 ⇒（誘導者の配置）
- ⑥自動車の点検を（走行前、途中、走行後）実施する。特にタイヤの磨耗等に注意する。 ⇒（車両の状況確認）
- ⑦最大積載量を超えて積載させない。 ⇒（現場内での状況確認）
- ⑧運転者の定期健康診断の実施状況および運転前の健康状態を把握する。
⇒（状況確認）
- ⑨シートベルト着用を励行させる。 ⇒（状況確認）
- ⑩運転中における携帯電話の使用を禁止させる。 ⇒（教育）
- ⑪道路工事等における進入車両等による危険防止（もらい事故防止）の徹底に努める。 ⇒（現場における人員・設備の配置計画の確認）
- ⑫道路工事の走行路上の作業場所では、走行車両が現場内に進入するのを防止するため、交通整理員を配置し、囲い、柵、ガード等を設定する。⇒（同上）
- ⑬厚生労働省が示した「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、その防止対策の徹底に努める。⇒（内容確認・周知）



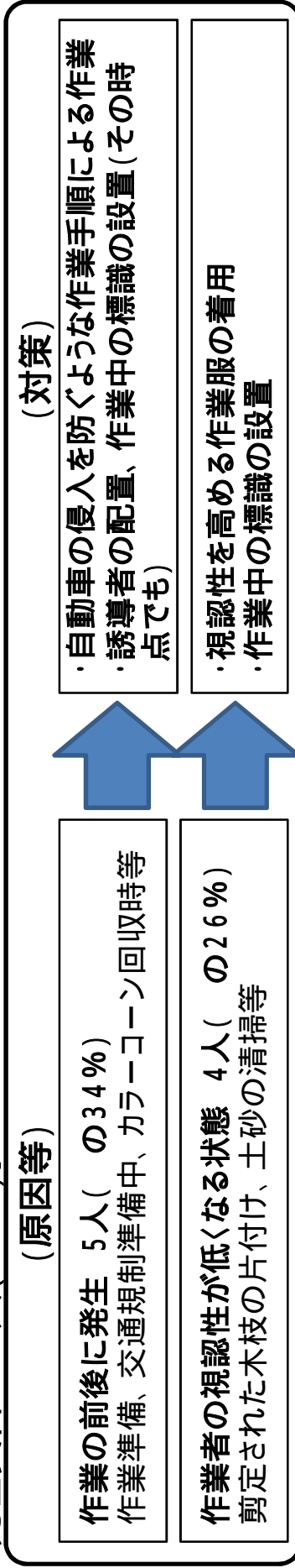
建設業における交通事故による死亡災害の分析結果(平成24～26年)

(別紙2)

【現場と事務所間の往復における死亡災害 67人(63%)】



【道路における工事中の死亡災害 15人(14%)】



* (原因等)の人数は、1人を重複して計数している場合あり

外国人労働者の労働災害防止にかかるテキスト

東京労働局のホームページからダウンロードできます ⇒



安全に働くための基本

建設業
英語、ポルトガル語版

- Anzen ni hataraku tame no kihon
- Basics for safety at work
- Medidas básicas para a segurança no trabalho



東京労働局



- 服装の乱れはけがのもと。ボタンをかけて、袖口を締めよ。
- Fukusō no midare wa kega no moto. Botan o kakete, sodeguchi o shimeyo.
- Loose clothes can cause an injury; fasten every button and cuff.
- Roupa vestida com desleixo é causa de acidente. Abotoe completamente a roupa; feche bem os punhos das mangas.



- 有害な物質から身を守れ。決められた保護具を善用せよ。
- 'butsu kara mi o mamore. Kimerareta hogogu o...
- From danger and hazardous substance; put on protective equipment as instructed.
- substâncias nocivas e perigosas. Utilize proteção especificados.



- 墜落・転落はおおげさに直結。足元を確認、手すりを握て。
- Tsuiraku. Tenraku wa ōkega ni chokketsu. Kaidan dewa ashimoto o kakunin. Tesuri o mote.
- Fall can lead to a serious injury; watch your step and hold the handrails on the stairs.
- Quedas podem causar ferimentos graves. Caminhe com cuidado e segure-se no corrimão ao subir ou descer escadas.

2



- 床の段差、残材、水こぼれに注意。前方、足元
- Yuka no dansa, zanzai, mizukobore ni chokketsu. Kakunin shinagara hokō seyo.
- Beware of the floor with unevenness, spilled water; watch your forward and feet.
- Cuidado com diferença de níveis de água derramada no chão. Evite acidentes observando objetos à sua frente.

職場内の危険への対処の基本

建設業
英語、ポルトガル語版

- Shokubanai no kiken eno taisho no kihon
- Basic against hazards at work
- Medidas para Prevenção de acidentes no trabalho



東京労働局

STOP! 熱中症

平成30年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図る —


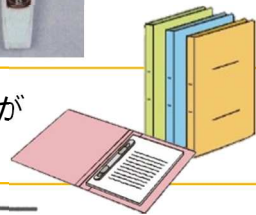





職場における熱中症で亡くなる人は、毎年全国で10人以上にのぼり、4日以上仕事を休む人は、400人を超えています。厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携して、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。各事業所でも、事業者、労働者の皆さまご協力のもと、熱中症予防に取組みましょう!

実施期間：平成30年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



事業場では、期間ごとに実施事項に重点的に取り組んでください。
確実に実施したかを確認し、にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）

暑さ指数（WBGT値）の把握の準備	JIS規格「JIS B 7922」に適合した暑さ指数計を準備しましょう。 
作業計画の策定等	暑さ指数に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。 
設備対策・休憩場所の確保の検討	簡易な屋根の設置、通風又は冷房設備や、ミストシャワーなどの設置、により、暑さ指数を下げる方法を検討しましょう。また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。 
服装等の検討	通気性のいい作業着を準備しておきましょう。クールベストなども検討しましょう。 
教育研修の実施	熱中症の防止対策について、教育を行いましょ。 
熱中症予防管理者の選任及び責任体制の確立	熱中症に詳しい人の中から管理者を選任し、事業場としての管理体制を整えましょ。 
緊急事態の措置の確認	体調不良時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知ましょ。 

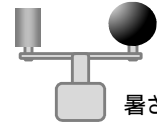
【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】農林水産省、国土交通省、環境省

キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

STEP
1

暑さ指数（WBGT値）の把握

JIS 規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を測りましょう。



暑さ指数計の例

STEP
2

準備期間中に検討した事項を確実に実施するとともに、測定した暑さ指数に応じて次の対策を取りましょう。

暑さ指数を下げるための設備の設置		
休憩場所の整備		
涼しい服装等		
作業時間の短縮	暑さ指数が高いときは、 作業の中止、こまめに休憩をとる などの工夫をしましょう。	
熱への順化	暑さに慣れるまでの間は 十分に休憩を取り、1週間程度かけて徐々に身体を慣ら しましょう。	
水分・塩分の摂取	のどが渇いていなくても 定期的に水分・塩分 を取りましょう。	
健康診断結果に基づく措置	糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全、精神・神経関係の疾患、広範囲の皮膚疾患、感冒、下痢 などがあると熱中症にかかりやすくなります。医師の意見をきいて人員配置を行いましょう。	
日常の健康管理等	前日の飲みすぎはないか、寝不足ではないか、当日は朝食をきちんと取ったか、管理者は確認しましょう。熱中症の具体的症状について説明し、早く気づくことができるようにしまししょう。	
労働者の健康状態の確認	作業中は管理者はもちろん、作業員同士お互いの健康状態をよく確認しまししょう。	

STEP
3

熱中症予防管理者は、暑さ指数を確認し、巡視等により、次の事項を確認しまししょう。

- 暑さ指数の低減対策は実施されているか
- 各労働者が暑さに慣れているか
- 各労働者の体調は問題ないか
- 作業の中止や中断をさせなくてよいか
- 各労働者は水分や塩分をきちんと取っているか

異常時の措置

少しでも異変を感じたら **ためらわずに病院へ運ぶか、救急車を呼びま**しょう。

重点取組期間（7月1日～7月31日）



暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょう。

特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましよう。

水分、塩分を積極的に取りましょう。

各自が、睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょう。

期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に教育を行いましょう。

少しでも異常を認めるときは、ためらうことなく、**すぐに病院に運ぶか救急車を呼びま**しょう。



荷重計以外の過負荷防止装置の備え付けを義務化するなど

移動式クレーン構造規格が改正されました

移動式クレーンによる死亡災害は、年間約30件発生しています。

事故を防ぐとともに、移動式クレーンの構造に関する国際基準への整合を図るため、以下の点について、「移動式クレーン構造規格」（平成7年労働省告示第135号）が改正されましたので、ご留意ください。

- ① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等の、過負荷防止装置について
- ② 移動式クレーンの設計法について（限界状態設計法の追加）
- ③ 前方安定度の計算式について（計算式の変更）
- ④ その他（穴あけの方法の性能規定化、最新の日本工業規格への整合化 など）

① つり上げ荷重3トン未満の移動式クレーン等について、荷重計以外の「過負荷を防止するための装置」を備えることが義務付けられます。（第27条）

対象：つり上げ荷重3トン未満、又はジブの傾斜角及び長さが一定である移動式クレーン

【改正前】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められていました。

↓
【改正後】荷重計は「過負荷を防止するための装置」として認められなくなり、**定格荷重制限装置※1、定格荷重指示装置※2**などの装置を備えることが義務づけられます。

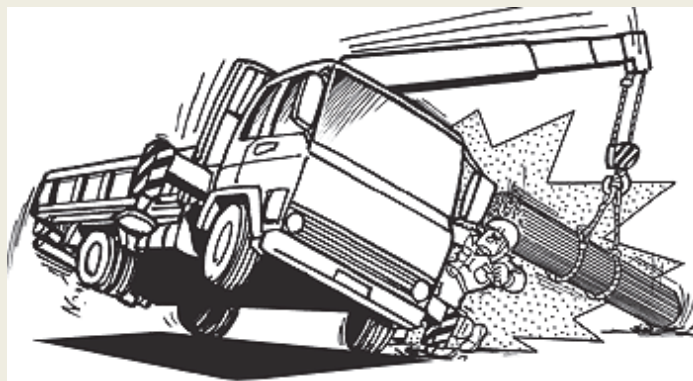
＜経過措置＞ 平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。

※1 **定格荷重制限装置**

定格荷重を超えた場合に、直ちに当該移動式クレーンの作動を自動的に停止する機能を有する装置

※2 **定格荷重指示装置**

定格荷重を超えるおそれがある場合に、当該荷の荷重が定格荷重を超える前に警音を発する機能を有する装置



②

移動式クレーンの設計法について、現行の「許容応力設計法」に加え、「限界状態設計法」による設計が可能となりました。（新規条文）

【改正前】移動式クレーンの設計法は、「許容応力設計法」※³のみ



【改正後】「許容応力設計法」※³、「限界状態設計法」※⁴のいずれかのうち、移動式クレーンの用途等に応じて適切なものを、設計者が選択可能。

- ※³ **許容応力設計法** : 構造部分に作用すると想定される荷重が、鋼材の降伏点などの材料の強度抵抗値を一律の安全係数で除した値以下になるよう設計する方法
- ※⁴ **限界状態設計法** : 構造部分に作用すると想定される荷重が、鋼材の降伏点などの材料の強度抵抗値を特性、荷重の種類、接合部の形状に応じて定まる抵抗係数で除した値以下となるよう設計する方法

③

前方安定度※⁵の計算式について、国際基準や国内基準との整合性を図るために計算式を変更しました。（第14条）

なお、改正後も、「クレーン等安全規則第55条」等に基づき、定格荷重の1.27倍に相当する荷をつって行う安定度試験に合格する等の必要があります。

【旧】 $\frac{M_p + M_a + M_o}{M_p + M_a} \geq 1.15$  【新】 $M_t \geq 1.25M_a + 0.1M_p$

M_p : ジブの質量のうち先端部等価質量※⁶ M_a : 定格荷重とつり具の質量の和（定格総荷重）
 M_o : 安定余裕荷重（ $M_t - M_a$ ） M_t : 安定限界総荷重※⁷

<経過措置>

- 平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン、又は平成31年3月1日において現に製造している移動式クレーンの規格については、なお従前の例によることができます。
- 上記以外の移動式クレーンで平成31年3月1日前に製造された移動式クレーン（旧規格に適合するものに限る。）と同一の設計により平成31年9月1日前に製造された移動式クレーンの前方安定度の値については、なお従前の例によります。

- ※⁵ **前方安定度**
荷をつった側における移動式クレーンの安定度
- ※⁶ **先端部等価荷重**
ジブを重心から先端側と根本側に二分したときの先端側の質量
- ※⁷ **安定限界総荷重**
移動式クレーンが転倒に至る荷の質量

④
その他

移動式クレーン構造規格について、穴あけの方法についての性能規定化（第39条）、最新の日本工業規格への整合化（第1条、第4条、第25条）、国際規格に適合した機械の適用除外（第45条）について改正されたほか、以下の構造規格についても同様に改正されました。

- クレーン又は移動式クレーンの過負荷防止装置構造規格（昭和47年労働省告示第81号）
- エレベーター構造規格（平成5年労働省告示第91号）
- ゴンドラ構造規格（平成6年労働省告示第26号）
- クレーン構造規格（平成7年労働省告示第134号）

建設事業を営む

事業者の
皆さまへ

**形式的には一人親方でも、
実態として労働者である場合は、
労働者として労災保険の適用
を行う必要があります。**



一人親方との契約が「雇用契約」ではなくても、働き方が労働者と同様と判断された場合（※）、その方は労働者として取り扱われます。

したがって事業者が、労災保険の加入手続きを行う必要があります。

（※）労働者かどうかの判断についてご不明な場合は、お近くの労働基準監督署にご相談ください。

→ 詳しくは裏面の具体例をご覧ください。

～ 適切な労災保険の適用にご協力ください～

労災保険は、労働者の保護を図るための制度であり、適切な保険の加入が必要です。形式上は「請負」や「委任」の契約形態となっても、

実態として労働者と同様の働き方をする場合には、

一人親方とは扱われません。

その場合には、**個人で労災保険の特別加入をするのではなく、
直接発注を受けた事業者が使用する労働者として、
事業主が労災保険の加入手続きを行う必要**があります。



**適切に労災保険料が納付されていない場合には、事業主に、
追徴金や給付された費用の徴収を行う可能性があります！**

労災保険のご相談は…

お近くの労働局・労働基準監督署へ

※ 4 ページに、お問い合わせ先の詳細がありますので、ご覧ください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一人親方の労働者性が認められる具体例…

大工募集の広告を見て面接を受け、**大工としてA社と「請負契約」を結んだXさん**の働き方は以下のようなものでした。



①	A社との請負期間中に 他社の仕事をしたことはありません でした。
②	A社の現場では大工職人としての仕事のほか、ブロック工事など 他の仕事にも従事 していました。
③	勤務時間の指定はありませんでしたが、 朝7:30に事務所で仕事の指示を受け、事実上17:30まで拘束 され、それ以降の作業には 手当が支給 されました。
④	現場監督からの報告・指示によって、A社から 指揮監督を受けて いました。
⑤	大工道具はXさん自身の所有物でしたが、 必要な資材等の調達 はA社が負担していました。



このケースでは、XさんとA社の間には実質的な使用従属関係があったと認められ、**XさんとA社間の契約は「労働契約」であると認定**されました。**この場合、Xさんは労働者として、A社の労災保険の適用を受けることとなります。**



適切に労災保険に加入していないと…

事業主への保険料の遡及・追徴金の徴収

事業主が労災保険料等の納付を怠っていた場合は、最大2年間（3年度分）を遡（さかのぼ）って保険料の徴収を行い、併せて保険料の10%を追徴金として徴収します。

給付された費用の徴収

事業主が「**故意**」または「**重大な過失**」により労災保険の加入手続きを行わないときは、療養を開始した日（即死の場合は事故発生日）の翌日から**3年以内**に給付された労災給付の、全部または一部を事業主から徴収します。
*療養補償給付および介護補償給付は除きます。

労災保険の加入手続きを行わない期間中に、業務災害や通勤災害が発生した場合

1：行政機関から指導等を受けたにもかかわらず、労災保険の加入手続きを行わない場合…

⇒ 事業主が「**故意**」に手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**100%**を徴収します。

2：1には該当しないものの、労災保険の適用事業となった時^{*}から1年を経過してなお手続きを行わない場合…

⇒ 事業主が「**重大な過失**」により手続きを行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額の**40%**を徴収します。

※ 労災保険の適用事業となった時とは、労働者を1人でも雇い始めたときを指します。

労災保険で受けられる主な給付一覧

療養（補償）給付

無料で治療が受けられます。



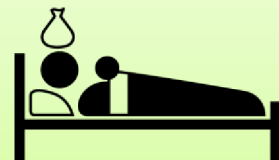
遺族（補償）給付

亡くなられた場合、遺族の方に年金または一時金をお支払いします。



休業（補償）給付

仕事に行けない日は給料の約8割をお支払いします。



**「労災保険」は
仕事上や通勤によるケガや
病気に対して、必要な保険
給付を行う制度です。**

介護を受けている場合、その費用をお支払いします。



介護（補償）給付

障害が残った場合、年金または一時金をお支払いします。



障害（補償）給付

お問い合わせ先一覧

《お近くの労働基準監督署または都道府県労働局》

都道府県労働局労働基準部労災補償課			
北海道	011(709)2311	滋賀	077(522)6630
青森	017(734)4115	京都	075(241)3217
岩手	019(604)3009	大阪	06(6949)6507
宮城	022(299)8843	兵庫	078(367)9155
秋田	018(883)4275	奈良	0742(32)0207
山形	023(624)8227	和歌山	073(488)1153
福島	024(536)4605	鳥取	0857(29)1706
茨城	029(224)6217	島根	0852(31)1159
栃木	028(634)9118	岡山	086(225)2019
群馬	027(896)4738	広島	082(221)9245
埼玉	048(600)6207	山口	083(995)0374
千葉	043(221)4313	徳島	088(652)9144
東京	03(3512)1617	香川	087(811)8921
神奈川	045(211)7355	愛媛	089(935)5206
新潟	025(288)3506	高知	088(885)6025
富山	076(432)2739	福岡	092(411)4799
石川	076(265)4426	佐賀	0952(32)7193
福井	0776(22)2656	長崎	095(801)0034
山梨	055(225)2856	熊本	096(355)3183
長野	026(223)0556	大分	097(536)3214
岐阜	058(245)8105	宮崎	0985(38)8837
静岡	054(254)6369	鹿児島	099(223)8280
愛知	052(855)2147	沖縄	098(868)3559
三重	059(226)2109		

監督署 所在地 |

検索

労働基準監督署の所在地一覧

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/location.html

《労災保険相談ダイヤル》 0570-006031 / 受付時間 平日9:00~17:00

労災保険給付に関する一般的なご質問については、こちらでも受け付けています。

※ ご利用にあたっては、通話料がかかります（全国一律料金）。

《厚生労働省のホームページ》 <http://www.mhlw.go.jp>

トップページ「政策について」をクリック

→ 雇用・労働の欄の「労働基準」をクリック

→ 施策情報の「労災補償」へお進みください。

「労災保険」に関する詳しい情報を掲載しています。

建設工事に従事する一人親方の皆様へ

「労災保険の特別加入」してありますか？

建設業の一人親方等のうち、不幸にも毎年80人前後の方が作業中の事故等により死亡していますが、被災者の約45%は労災保険に特別加入していませんでした。

一人親方として働いている場合、作業中や通勤途中に事故に遭ったとしても、**労災保険に特別加入していなければ、労災保険からの補償は一切行われな**いため、治療費の負担や、治療中の収入減などが生活に大きな影響をもたらします。



万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討ください。

労災保険料の求め方

年間保険料 = 給付基礎日額 × 365 × 保険料率※

※ 一人親方等（建設事業）であれば 19/1000

- ・ **給付基礎日額**は、保険料の算定に使用されるとともに、休業(補償)給付などの日額単価となります。
- ・ **給付基礎日額が低い場合は、労災保険給付額も少なくなりますので、所得水準に見合った適正な額を申請してください。**

(例) 給付基礎日額 1万円の場 合の保険料と保険給付内容

【年間保険料】

10,000円 × 365日 × 19/1000 = **69,350円**

【保険給付内容】 ※治療と休業のみ必要な場合

- ・ ①療養(補償)給付については、**給付基礎日額に関係なく、必要な治療が無料**で受けられます。
- ・ ②休業(補償)給付については、例えば、20日間休業した場合、特別支給金と合わせて、以下の額が支給されます。
10,000円 × (0.6+0.2) × (20-3) 日 = 13万6千円

労災保険給付の種類

特別加入者が業務災害または通勤災害により被災した場合、下の6つの保険給付とともに、対応する特別支給金が支給されます。

① 療養(補償)給付

無料で治療が受けられます。または、治療に要した費用を支給します。



② 休業(補償)給付

治療のため労働できない日が4日以上となった場合に、休業特別支給金と合算で、給料の約8割を支給します。



③ 障害(補償)給付

障害が残った場合、障害等級に応じた額の年金か一時金を支給します。



④ 遺族(補償)給付

亡なられた場合、遺族の方に年金か一時金を支給します。



⑤ 介護(補償)給付

介護を受けている場合、その費用を支給します。



⑥ 葬祭料・葬祭給付

亡なられた方の葬祭を行う場合に一時金を支給します。



労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請を行う必要があります。

まずは、最寄りの労働基準監督署までお問い合わせください。

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※「特別加入制度のしおり 一人親方」と検索、または、右のQRコードからアクセスできます。→ → →

(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/040324-6.html>)

QRコード



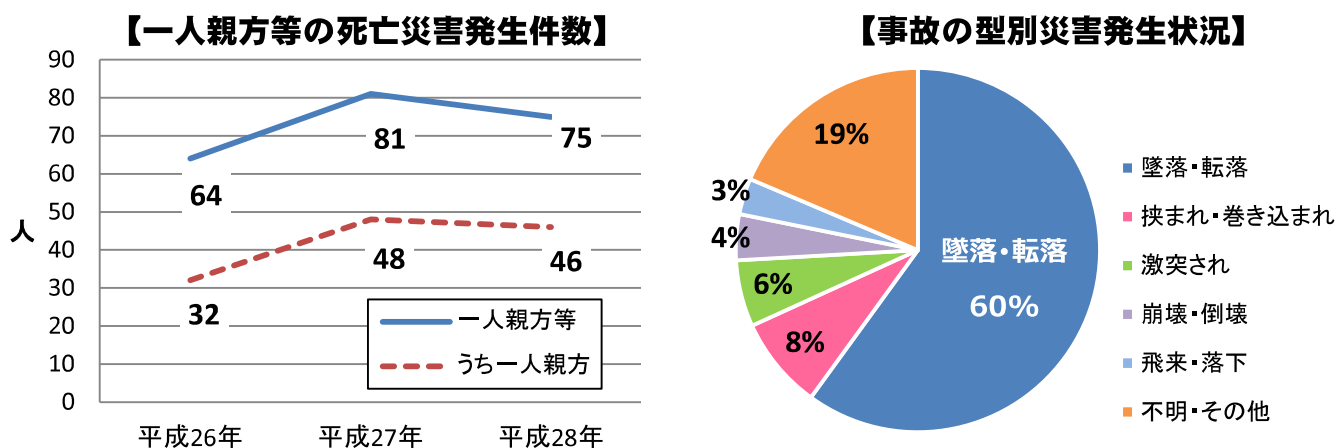
災害発生状況と高所作業時の安全確保

発生状況

厚生労働省では、平成26年から、一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して、公表しています。一人親方等については、毎年、80人前後の方が亡くなっており、事故の型別では墜落・転落災害が6割となっています。

※「一人親方」とは、労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、修理等の事業を行うことを常態とする方で、「一人親方等」とは、これに加えて中小事業主、役員、家族従事者などを含みます。

一人親方等の死亡災害発生件数と事故の型別災害発生状況（平成26年～28年）



安全確保

高さ2 m以上の高所作業では、足場等の設置により、作業床を設けて作業を行うことが原則です。足場には様々な種類がありますが、注文者の理解・協力を得て、本足場のようなできるだけ安全性の高い足場を設置し、使用してください。また開口部等のない足場上の作業であっても、できるだけ安全帯を使用するようにしてください。**安全帯は、皆様の命を守る最後の砦です。**

- ❗ 安全帯は着用だけでなく使用しなければ意味はありません！
- ❗ 作業開始前後には手すり・中さん等が外れていないか点検しましょう！

②手すり・中さん等の設置

- ・中さんは35cm～50cmの高さとしましょう。
- ・中さんの代わりにX字型の2本の斜材も使用できます。



安全確保

①作業床の設置

- ・作業床の幅は40cm以上としましょう。
- ・床材と建地（支柱）の間隙は12cm未満としましょう。

③安全帯の使用

- ・一時的に開口部等が生じる場合には必ず安全帯を使用しましょう。

「第13次東京労働局労働災害防止計画」推進中！

Safe Work TOKYO

～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

東京労働局では「Safe Work TOKYO」ロゴマークの使用を推奨し、安全・安心な職場を実現するための取組を推進しています

ロゴマーク ～セーフ・ワーク・トーキョー～
Safe work TOKYO



「K」の文字
安全確認の指差し
呼称をする人物を
模したもの

背景のマーク

- ・「未来への架け橋」を虹をイメージしてデザイン
- ・緑は東京労働局と東京都のシンボルに使用される色

Safe Work

- ・「労働災害を防止し『安全・安心』な職場を実現する」との意志を示すもの
- ・国連の専門機関であるILO(国際労働機関)でも使用されているフレーズ



表示例（保護帽）

ロゴマークを活用して


- ◆ 労働災害防止活動の推進
- ◆ 事業場内外の安全意識の高揚を図りましょう

東京労働局のホームページからダウンロードできます
<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/>



ロゴマーク

Safe Work TOKYO 検索

 **厚生労働省東京労働局労働基準部**

西多摩木建安全対策協議会

東京土建一般労働組合西多摩支部

西多摩郡北部建設組合

西多摩郡南部建設組合